

市町村分別収集計画策定の手引き (十一訂版)

令和7年3月

環境省環境再生・資源循環局

総務課 容器包装・プラスチック資源循環室

* * * * * 目 次 * * * * *

はじめに	1
I 総論	3
1 計画策定の意義	5
2 基本的事項	6
3 計画期間	7
4 市町村分別収集計画に策定する事項	10
5 留意事項	19
II 各論	28
1 対象となる容器包装等について	29
2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	30
3 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	33
4 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	35
5 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み	48
6 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	54
7 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	54
8 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	60
III 資料	61

はじめに

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。一般廃棄物の総排出量は平成24年度以降微減傾向であったが、ここ数年横ばいに推移しており、リサイクル率については、減少傾向にある。

持続可能な循環型社会の形成には、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）をはじめとする関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があるが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組は極めて重要である。

平成7年に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、平成12年の完全施行から、これまでの各主体による取組によって、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化に一定の成果をあげてきた。また、容器包装廃棄物の分別収集に取り組む市町村数、分別収集量及び再商品化量は制度施行当初から着実に増加しており、制度の浸透が図られつつあるが、分別収集・選別保管を実施する市町村数は近年横ばいとなっており、収集量の拡大や更なる一般廃棄物の最終処分量の削減のためには分別収集に未参加の市町村の参加を促進し、より一層容器包装リサイクル法における取組を推進する必要がある。

こうした中、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）では、平成25年9月から容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討を行い、平成28年5月には「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物

の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところである。同法の施行については、令和4年4月1日付け環循総発第2204016号環境省環境再生・資源循環局長通知「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について」を参照されたい。

本手引きは、上記を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を実施する市町村が、容器包装リサイクル法第8条に基づく第11期（令和8～12年度分）の市町村分別収集計画を策定するに当たっての参考として、計画策定の考え方、策定の方法及び必要となる情報について整理したものである。本計画の策定により、今後、より一層容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装廃棄物の収集量の拡大、分別収集・選別保管費用の低減、消費者の分別意識の向上と各主体との協働に努め、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用のために引き続き御尽力いただきたい。

令和7年4月
環境省環境再生・資源循環局
総務課容器包装・プラスチック資源循環室

I 総論

I. 総論

家庭ごみの発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景として、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。これを踏まえ、家庭ごみの容積比で約 6 割、重量比で約 2 ～ 3 割という大きな割合を占め、かつ、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物に着目し、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新しい役割分担の下にリサイクルを進めるシステムとして、平成 7 年 6 月に容器包装リサイクル法が制定された。また、平成 18 年 6 月に成立・公布した改正容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進し、すべての関係者の協働を図り、社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の 3 R について、一層の推進を図ることとされた。これらの取組により、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、一般廃棄物のリサイクル率の向上、社会全体のコストの低減に一定の成果をあげてきたが、循環型社会の形成の必要性や資源の有限性を踏まえれば、より一層容器包装リサイクル制度における取組を推進していくことが必要である。

容器包装リサイクル法では、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、5 年を一期とする市町村分別収集計画を策定することとされており、また、当該計画は 3 年ごとに見直すこととされている。現在の市町村分別収集計画は、令和 5 年度を初年度とする 5 カ年計画であることから、次期計画は、令和 7 年度に見直しを行い、令和 8 年度を始期とした 5 カ年計画を策定することとなる。

容器包装リサイクル法における「分別収集」とは、容器包装廃棄物を資源としてリサイクルするために、分別して収集し、必要に応じて分別、圧縮、梱包等を行う一連の過程をいう。その結果、一定の基準に適合するものであって、一定の基準に適合する施設に保管している分別基準適合物については、容器を製造、利用又は包装を用いる事業者である特定事業者に再商品化を義務付け、リサイクルが行われることになる。この分別収集を市町村が合理的かつ効率的に遂行していくためには、前もって綿密な計画を立てる必要があり、このうち、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関して基本的事項を定めたものが市町村分別収集計画である。

市町村分別収集計画をどのように定めるかは、容器包装リサイクル法第 3 条

の基本方針に即し、市町村にその裁量がゆだねられる。容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するか否かを含め、対象となる容器包装廃棄物、開始時期等は市町村の判断によるものである。従って、分別収集を計画する場合には、家庭での分別排出から分別基準適合物となるまでの過程を想定し、対象となる容器包装廃棄物の区分、分別の方法（排出者と市町村の役割分担）、収集体制（直営、委託、集団回収、拠点回収との連携等の選択）、圧縮・保管等施設の設置主体（市町村単独、共同利用、民間活用等の選択）等について、すべての段階を一連のものとしてとらえることが必要となる。

併せて、プラスチック資源循環法が施行され、リサイクルを着実に進めていくためには、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品（以下「製品プラスチック」という。）の排出量や分別収集量を合わせて把握し全国のリサイクル体制を確保するとともに、分別区分にプラスチック製容器包装と合わせて製品プラスチックを位置付け、市民の適切な分別排出等を図る必要がある。

さらに、事務負担の軽減・合理化を図る観点から、

- ① 計画のうち分別収集計画量を先に見込み、これを環境省でまとめて集計・整理し、都道府県も参照できるようにした上で、
- ② 分別収集計画本文を追って策定・提出する、二段階の運用方法に改めることにした。

本章では、容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画において定める事項を中心に、同計画の基本的な考え方について整理した。

1 計画策定の意義

市町村が容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、市町村分別収集計画の策定が必要である（法第8条第1項）。この市町村分別収集計画に基づき、市町村が分別収集をして得られた容器包装廃棄物のうち、一定の基準に適合するものであって、一定の基準に適合する施設に保管しているものについては、容器包装リサイクル法に基づき、容器を製造、利用又は包装を用いる事業者である特定事業者により引き取られ、再商品化されることとなる。一方、市町村が市町村分別収集計画を定めた場合には、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を実施することとなる（法第10条第1項）。また、市町村は、分別収集を行う場合には、排出者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、排出者は、この基準に従って容器包装廃棄物を適

正に分別して排出することが義務付けられる（法第10条第2項及び3項）。

再商品化を義務付けられた特定事業者が自己の再商品化義務量を算定するに当たっては、特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量に特定事業者責任比率を乗ずることが基本となる。当該分別収集計画量は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定められる市町村分別収集計画における特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる総量である。従って、再商品化しなければならない容器包装廃棄物の量を明らかにする上で最も基礎となる数値が市町村分別収集計画であると同時に、当該計画が容器包装リサイクルシステムを支えることとなる。

この他にも市町村分別収集計画には、当該市町村の区域内における排出抑制の促進のための方策、分別収集実施者、施設整備等の分別収集の実施に関する基本的事項及び目標が盛り込まれる。また、計画策定にあたっては、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用のため、容器包装廃棄物の収集量拡大、分別収集・選別保管費用の低減、消費者の分別意識の向上と各主体との協働といった観点を含め、検討することが求められる。容器包装リサイクル法の第8条第4項により、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならないとされていることから、各市町村においては、市町村分別収集計画を公開することが望ましい。計画に示される分別収集計画の量や、その算定根拠、計画達成に向けた排出抑制の促進、分別収集のための方策等を、広く一般に公開することが、消費者及び事業者の協力を求める基礎となる。

2 基本的事項

2-1 用語の意味等

- ①「容器包装廃棄物」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合も含む。）であって、当該商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となる物をいう。ここで「容器」とは商品を入れる「もの」であり、袋も容器に含まれる。「包装」とは商品を包む「もの」である。
- ②「分別収集」とは、容器包装廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物を必要に応じて分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うことをいう。
- ③「分別基準適合物」とは、市町村が市町村分別収集計画に基づいて分別収集

した容器包装廃棄物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設に保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

④「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

⑤「容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物」とは、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物をいう。全国的に有償又は無償で引き取られる物として、スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙容器、段ボールが定められている。これらの物については、特定事業者に再商品化の義務は生じないが、市町村分別収集計画上その計画量を記載することとしている。

2-2 対象市町村

すべての市町村が自らの判断によって市町村分別収集計画を策定することが可能である。

一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、分別収集についても義務ではなく、その導入・実施は地域の実情を踏まえて判断されるものである。しかしながら、循環型社会の形成の推進が求められていることにかんがみ、できる限り多くの市町村において市町村分別収集計画を策定し、これに基づく分別収集が実施されることが望ましい。

特に、一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫し、さらに新しい最終処分場の確保が困難であり、又は近い将来こうした状況となるおそれが高い市町村等においては、最終処分量の削減のため、容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべきである。

なお、一部事務組合においても市町村分別収集計画を策定することは可能であるが、この場合には、当該組合は市町村と同等に扱われるため、分別収集の方法や対象品目、開始時期、使用施設等について、当該組合を構成する市町村において調整が図られる必要がある。

2-3 分別収集の対象

「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」（平成7年厚生省令第61号）第2条では、再商品化の促進を考慮して、分別の区分をスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）、飲料用紙容器、

段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）のみを分別収集することも可能）と定めている。

併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められているものとして、製品プラスチックがある。

3 計画期間

市町村分別収集計画の計画期間等については、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第3条に基づき定められており、今回の第11期の市町村分別収集計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間となる。また、当該計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに見直されることとなっており、次期見直しは令和10年度に行う予定である。

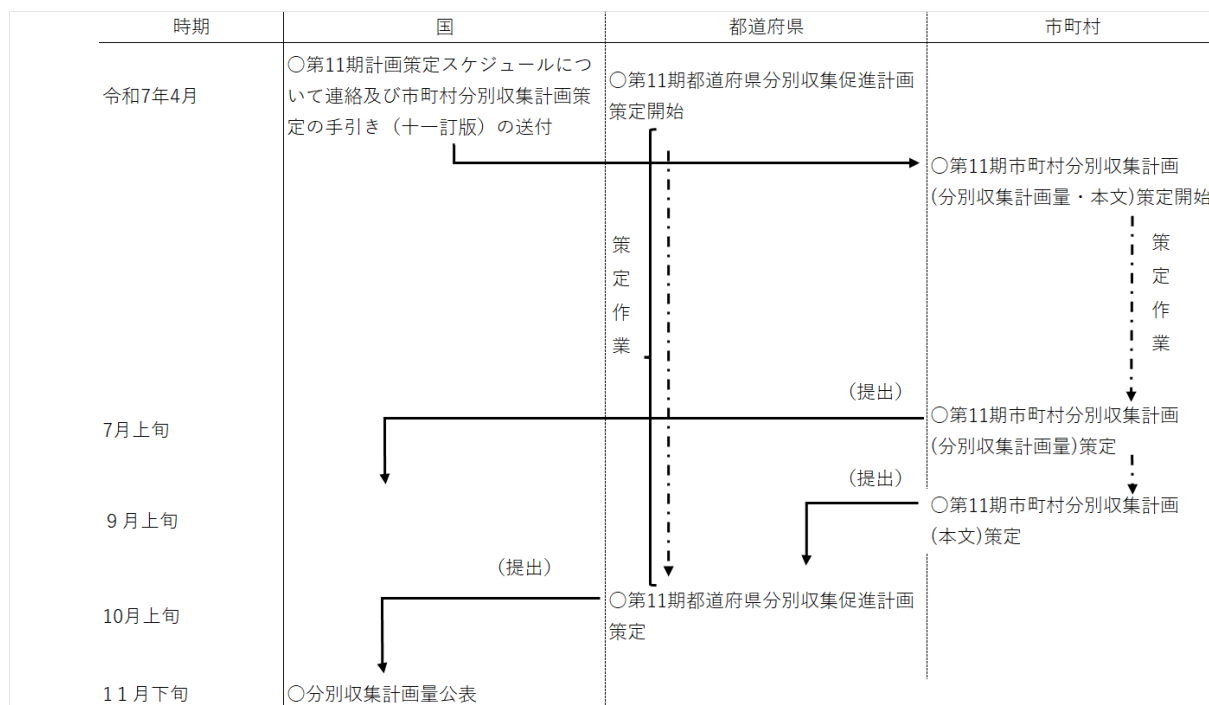
今回の令和8年4月を始期とする市町村分別収集計画は、図3-1のスケジュールに示すとおり、

- ・ 令和7年7月上旬を目途に5年間の分別収集計画量を策定し、環境省に提出すること、
- ・ 令和7年9月上旬を目途に市町村分別収集計画本文を策定することで市町村分別収集計画を完成させ、完成させたものを都道府県知事に提出すること、を予定しており、
- ・ 都道府県ではこれをもとに令和7年10月上旬を目途に都道府県分別収集促進計画を策定することとなる。

計画の見直しにおける留意点として、市町村分別収集計画に基づく分別収集量の総量が、再商品化計画（再商品化能力）及び特定事業者の再商品化義務量を国が定める際の重要な基礎資料となっていることを十分に御認識いただき、計画策定時に容器包装リサイクル法への参加を決定できるよう、関係者間での調整を速やかに進めていただきたい。計画の見直しに当たっては、対象品目の拡大も含め、希望する年度から円滑に制度に参加できるよう適切に計画策定を行うよう留意願いたい。仮に今回の計画期間の初年度、令和8年度の4月当初から分別収集に取り組むことを予定している容器包装廃棄物がない場合であっても、計画期間である令和8年度から令和12年度まで（少なくとも次期計画の見直しで対象となる令和11年度以降より前の令和10年度まで）の間においてその予定がある場合については、今回の見直しに当たって、参加する年度以降の市町村分別収集計画を図3-1のスケジュールにより策定し、環境省及び都

道府県に提出いただきたい。

図 3 - 1 市町村分別収集計画等の策定に関するスケジュール



4 市町村分別収集計画に策定する事項

4-1 策定すべき事項

容器包装リサイクル法第8条第2項において市町村分別収集計画に記載すべきものとして挙げられている事項及びその概要は、次のとおりであるが、これらの考え方の詳細については第Ⅱ部で取り上げる。

各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量と分別収集の実績量との著しい乖離が生じなくなっているが、引き続き可能な限り分別収集計画量の精度を向上させるとともに、計画どおりの分別収集が実施される必要がある。このことは、容器包装リサイクル法に対する特定事業者からの信頼性の向上や再商品化事業者の安定的な運営にも関わる極めて重要な事項であることから、特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量と分別収集の実績量とをできる限り整合させる必要がある。

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

人口予測、一人当たりの一般廃棄物排出量、一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の比率、集団回収量、拠点回収量等の現状及び見込みをもとに、容器包装廃棄物総体の排出量を推計する。

併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められる製品プラスチックの排出量も推計する。

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

排出者、事業者、再商品化事業者等の役割分担を明確にしつつ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進のための相互の協力・連携の具体的方策について記述する。

分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別の基準、処理施設・分別収集機材の整備状況、排出者の協力の度合等を総合的に勘案して分別収集の対象とする容器包装廃棄物及びその収集段階

での分別の区分を設定する。具体的には、スチール製容器包装、アルミ製容器包装、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、何を対象とするか、収集段階ではどのように区分するかを設定する。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについても、プラスチック製容器包装と一括して、又は個別に分別回収するかを設定する。

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

過去の実績量や今後の人口変動率、分別収集率等を用いて特定分別基準適合物の量及び有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物の量を推計する。具体的には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装についての量を計上する。

なお、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物については、特定事業者から委託を受けた指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）への引渡見込量と、市町村が独自処理を行う予定量とを分割して記載する。

容器包装リサイクル制度において、分別収集計画量と実績値との乖離が問題となる量は、容リ協への引渡見込量であり、特定事業者における再商品化義務量をよりの確に算定するためには、市町村の分別収集計画量のうち、容リ協への引渡見込量及び市町村が独自に処理を行う予定量をそれぞれ明確にする必要がある。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集計画量についても算定する。

分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別収集の区分ごとの実施者（市町村直営、委託業者、自治会等の市民団体）を具体的に記述する。

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設の種類、処理能力を記述するとともに、将来整備予定（整備時期、処理能力）について記述する。民間施設の活用を図るのであれば、その旨記述する。

その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物減量等推進員制度の活用、集団回収を行っている住民団体への助成、普及啓発等分別収集の推進を図る上で必要と考えられる事項について記述する。

4-2 市町村分別収集計画の策定例

以下に市町村分別収集計画の策定例を示す。実際の策定に当たっては、各市町村において記載すべき事項を十分検討することが必要である。

〇〇市分別収集計画（例）

令和 年 月 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は残余容量が〇年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会

づくり

- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・
- ・

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	t	t	t	t	t
製品プラスチック	t	t	t	t	t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、当市廃棄物減量等推進審議会に容器包装部会を設置し、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、廃棄物減量等推進員や容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

- ・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、〇〇市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
-------------------	------------

主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充て んするためのもの（原材料としてアルミ ニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外 のもの	飲料用紙パック、段ボ ール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製 の容器であって飲料、しょうゆ等を充て んするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの	白色の発泡スチロール製 食品トレイ（以下「白色 トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレ イ以外のプラスチック製 容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集 するもの	製品プラスチック

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量及び製品プラスチックの量の見込み
（法第8条第2項第4号）

	R8		R9		R10		R11		R12	
主としてスチール製の容器	t		t		t		t		t	
主としてアルミ製の容器	t		t		t		t		t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	t		t		t		t		t	
主として段ボール製の容器	t		t		t		t		t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品」にある（独自処理量）には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量も含めること。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

(例) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※直近年度（令和3年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備え別途整備することが必要である。

また、人口変動率は、〇〇再開発地区における約〇〇人の人口増を勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶・ガラスびんについては、現在当市の××リサイクル施設で選別、圧縮・保管しているが、段ボール、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集の実施を見据え、平成×年を目途にリサイクルセンターを増設する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。自主的な地域3R活動を推進してい

くため、廃棄物減量等推進員制度を導入し、各町内会に1人ずつ配置する。また、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、地域の容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る。

- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や分別収集機材の貸与などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

5 留意事項

5-1 分別収集の段階的な取組

第11期の市町村分別収集計画の策定に当たって、容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分が、当初から10区分で実施することが困難である場合には、分別基準適合物の種類ごとに部分的・段階的に取り組んでも差し支えない。

また、分別収集の実施の開始年度は必ずしも令和8年度とする必要はないが、令和7年度までに容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するには、3に示したとおり、第11期の市町村分別収集計画を令和7年9月上旬までに策定する必要がある。

5-2 保管場所について

市町村が市町村分別収集計画に基づいて分別収集した容器包装廃棄物のうち、分別基準に適合するもので主務大臣が指定する保管施設において保管されているものが分別基準適合物である。この場合の保管施設については容器包装リサイクル法施行規則第2条に設置の基準が定められている。主務大臣による保管施設の指定に当たっては、あらかじめ市町村に対して保管施設の設置位置等に関する事前の調査を行い、その結果により、容器包装リサイクル法に基づ

く意見聴取が行われることになる。

なお、保管施設は容器包装廃棄物の種類ごとに設置することが可能であるが、1箇所ですべての種類を扱うこととしてもよい（ただし、分別基準適合物ごとに区分して保管されていることが必要である）。また、市町村が単独で保有する施設に限らず、他の市町村と共同で利用する施設や民間事業者が保有する施設であっても差し支えない。市町村合併に伴い保管施設を整理統合する必要がある場合は、設置基準に適合した効率の良い設置位置を事前に関係者の間で十分検討されたい。

また、期中の指定保管施設の変更は原則認めていないが、昨今、期中に指定保管施設を変更する市町村が見受けられる。このことは、ベール引き受けから再商品化事業者の入札を管理する指定法人や落札した再商品化事業者に想定外の負担を強いるものであり、基本方針に示された「指定法人等への円滑な引渡し」を阻害し、社会的費用の増加要因となっている。市町村においては、極力、指定保管施設の期中での変更が発生しないよう留意されたい。なお、万が一、指定保管施設の期中での変更の必要性が発生した場合は、速やかに都道府県及び環境省に報告・相談の上、指定法人へ連絡する必要がある。

5-3 分別収集の方法

収集地点、収集頻度等については、現在の収集形態、今後の施設整備計画や収集に要する費用等を勘案し、効果的な方法を検討する必要がある。

また、必ずしもすべての品目を一度に収集する必要はなく、収集能力、中間処理能力等を踏まえて効率的な分別収集の方法を検討して行うこととする。

さらに、住民による集団回収や市町村から民間事業者へ分別収集を委託している場合等についても、市町村分別収集計画に位置づけることが可能である。これにより、既存の収集システムの蓄積を活用しつつ、効果的に分別収集を進めることができる。集団回収、拠点回収等既存のシステムを活用するに当たっては、ボランティア団体等に対して必要な情報の提供を行うとともに、集団回収の取組に対する支援についても検討する必要がある。

5-4 有償又は無償で譲渡されるものの取扱い等

市町村が分別収集することにより有償で引き取られる容器包装廃棄物については、従来どおり市町村において個別に有償譲渡することは可能である。また、このような場合の取引形態については、引取先との協議によることとなる。

ガラスびんの分別収集を行う場合で、ビールびん、一升びんや清酒、焼酎の

びん等洗浄し繰り返し再使用されるガラスびんを単独で分別収集したり、色選別等に先立ちこのようなびんの分別収集を行うことは、リユース容器の利用促進の観点からも推奨すべきことであり、活きびんとして回収することが可能な方法の検討と併せて積極的に取り組むべきである。

また、ボトル型の飲料容器については、中身を残さずに洗浄されて排出することが望ましく、アルミ製容器とスチール製容器のプルトップ及びキャップは、胴体と共に排出し、また、ペットボトルのキャップ及びラベルについては胴体とは別に「プラ」の分別区分に従って排出するよう住民への周知等に努められたい。

なお、容器包装リサイクル法第2条第6項の主務省令で指定された物については、市町村分別収集計画に計上しなくとも有償又は無償で譲渡できるが、分別収集の全体量を把握する観点から同計画に計上することが必要である。

関連して、スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙容器及び段ボール製容器については、巻末に関連資料を掲載しているので、分別収集等の参考とされたい。

5-5 指定法人等への円滑な引渡し

市町村は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号。以下「基本方針」という。）により、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等の容器包装廃棄物については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人等以外の事業者を引き渡す場合にあっては、「分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。」としている。

容器包装リサイクル法第8条第3項により、分別収集計画は基本方針に即して定めることとされ、同法第10条により分別収集計画に従って分別収集を行わなければならないこととされているため、市町村では基本方針に則して適切に対応されたい。

また、第11期分別収集計画の見直しに当たっては、使用済みペットボトル等の容器包装廃棄物を円滑に指定法人等へ引き渡すよう引渡見込量を適切に算定し、計画に位置付けることが必要である。

5-6 広域的な連携等

分別・圧縮施設やストックヤード等の施設の整備計画等に当たっては、効率性を考慮し、必要に応じて、近隣の市町村との連携・協力、広域的な分別収集の実施等について検討する必要がある。特に、人口の少ない市町村においては、分別収集に必要な施設の確保を単独で実施することが効率的ではない場合も考えられることから、輸送効率や経済性に留意しつつ、積極的に近隣市町村との広域的な処理体制について検討を行うことが必要である。また、民間等の施設の活用についても検討していただきたい。

さらに、中間処理を一部事務組合で行い、収集は構成市町村がそれぞれ行っている場合などでは、市町村分別収集計画の内容について相互に連携・調整を図ることが必要である。

5-7 一般廃棄物処理計画との整合

市町村における排出抑制の促進のための方策、分別収集実施者、施設整備等の分別収集の実施に関する基本的事項及び目標、容器包装廃棄物の排出量の見込み等は、上位計画である一般廃棄物処理計画と整合するように、分別収集計画を策定することが必要である。

一方、特定分別基準適合物等の量の見込みについては、再商品化事業者の入札判断や施設能力増強などの事業判断の根拠として用いられることから、実績量と限りなく近づけて策定することが求められており、必ずしも一般廃棄物処理計画と整合させる必要はない。具体的には、分別収集計画策定時点の直近年度の引渡実績量など最新の情報を活用しつつ、精度の高い量を見込むことが重要である。

なお、容器包装リサイクル法第10条第2項及び第4項の規定に基づき容器包装廃棄物の排出者が遵守すべき分別の基準を定めた市町村は、その基準の周知に努められたい。廃棄物処理法に基づき手数料を徴収する場合には、分別排出された容器包装廃棄物については無料にして、それ以外の再資源化が困難な廃棄物等については手数料を従量制としたり、域内事業者への過剰包装抑制の要請をするなど、適正な分別排出が促進されるために必要な措置を検討されたい。

5-8 都道府県の支援

容器包装リサイクル法では、都道府県知事は、市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対して助言その他必要な援助をすることができる旨規定されている（法第8条第5項）。また、都道府県は、市町村に対し、技術的

な援助を与えることに努めなければならないとされている（法第6条第2項）。市町村においては、必要に応じて技術的援助及び情報提供等を受けることができるよう努めつつ、同計画の策定段階から近隣市町村のみならず、都道府県とも連携を密にしていくことが必要である。

5-9 事後確認の実施

分別収集計画は公表されることにより、地域における住民、事業者などの関係者による容器包装廃棄物の排出抑制、分別排出及び分別収集を推進する上での基礎となる計画となる。また、容器包装リサイクル法の基本方針では、容器包装廃棄物の分別収集見込量が実績量に限りなく近づくよう努めなければならないとされている。このため、事後確認を実施し、適切に分別収集計画を策定することが必要となる。

過年度より分別収集を実施している特定分別基準適合物の見込量については、社会情勢や当該市町村の区域内における排出抑制の促進のための方策や、分別収集実施者、施設整備等の分別収集の実施に関する基本的事項に大きな変化がなければ、直近年度の実績値を基に算定することで、大きな差は生じないと考えられる。

しかしながら、新たに分別収集を開始する容器包装廃棄物及び製品プラスチックについては、実績値がないため、実績値を基としない推計が必要である。また、ごみの有料化や、対象廃棄物の排出区分の変更等の方策を実施した場合には、分別収集量に影響を与えることが予想される。このような場合に、精度の高い分別収集見込量の算定方法確立するために、市町村においては、毎年度、分別収集見込量と実績量との乖離の有無を確認し、記録することが必要である。また、乖離があった場合には、令和7年度の第11期計画への見直し時にこれらの記録を活用し、乖離の要因について検討を行うことが必要である。

5-10 分別収集計画の公表

地域住民等による容器包装廃棄物の排出の抑制に係る意識の向上や、分別排出を行う消費者及び3Rに配慮した容器包装の利用、製造等を行う事業者をはじめとする各主体の連携協力による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図ることが必要であり、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならないとされている（法第8条第4項）。

この公表に際しては、地域における容器包装廃棄物の排出の抑制及びその分

別収集を一層促進するため、市町村分別収集計画の策定に当たって参考とした基礎的情報や、過去の市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物の排出の抑制のため実施した取組、分別収集された容器包装廃棄物の量の実績等も合わせて公表することが望ましい。

なお、分別収集計画の公表は、市町村ホームページにおける掲載や、公報や冊子の配布等、住民の目に触れる方法であれば、いずれの方法でもよい。

5-11 市民の分別意識の向上と各主体との協働の促進

容器包装リサイクル法の施行により、市民による分別排出の取組が進展し、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成、向上したが、分別排出の徹底、排出抑制への取組などの国民一人一人の具体的な行動には十分つながっていない。合同会合においても、国民の行動を促すための消費者・自治体・事業者等が連携した普及啓発の取組等、各主体による協働が不十分である旨が指摘されており、地域における取組を推進するために市町村に求められる役割等についても検討を進めるべきとされたところである。市町村においては、市民の分別意識の向上と各主体との協働促進、情報共有の円滑化等を図るため、市民、事業者等を構成員とする協議会等を開催し、関係者が連携した地域における自主的な取組を促進されたい。その際、容器包装廃棄物の排出抑制のための活動に熱意と識見を有する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、地域の人々も巻き込みながら、容器包装の3Rの取組を拡大することが効果的である。

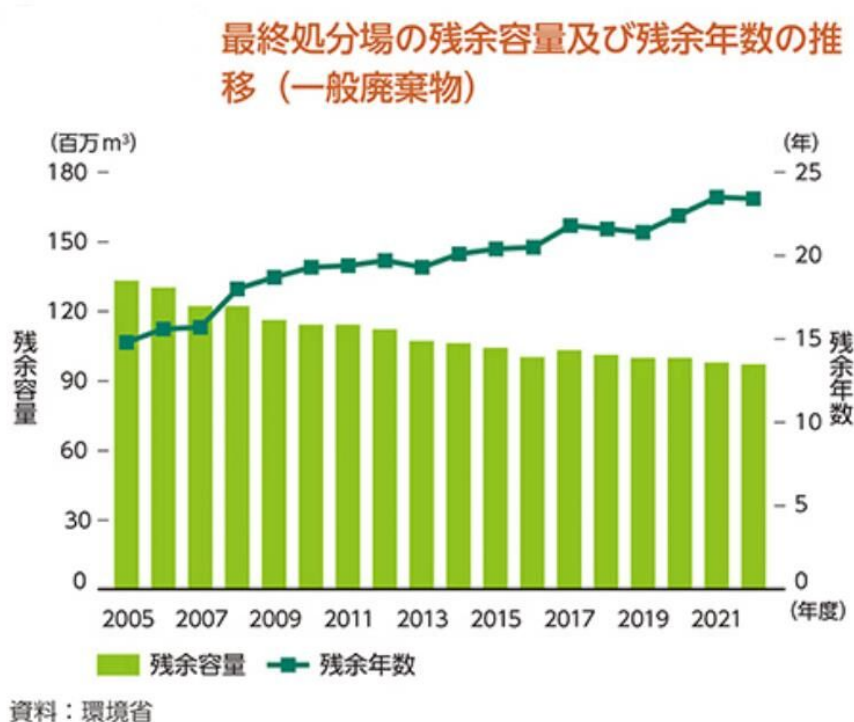
5-12 最終処分量や温室効果ガスの削減

容器包装リサイクル法が施行されていなかった場合には焼却や最終処分によって処理されていたと考えられる容器包装廃棄物の多くが分別収集され、再商品化されることにより、一般廃棄物最終処分場の逼迫の緩和に一定の貢献をしたと考えられる。一般廃棄物の残余容量は、前回法改正時に133百万立方メートルであったものが、令和4年度には97百万立方メートルと、引き続き減少傾向にある。また、最終処分場の残余年数は、前回法改正時14.8年であったものが、令和4年度には23.4年に増加した（図5-1）。

また、容器包装リサイクル制度に基づき、市町村が容器包装廃棄物を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装廃棄物が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。環境省の調

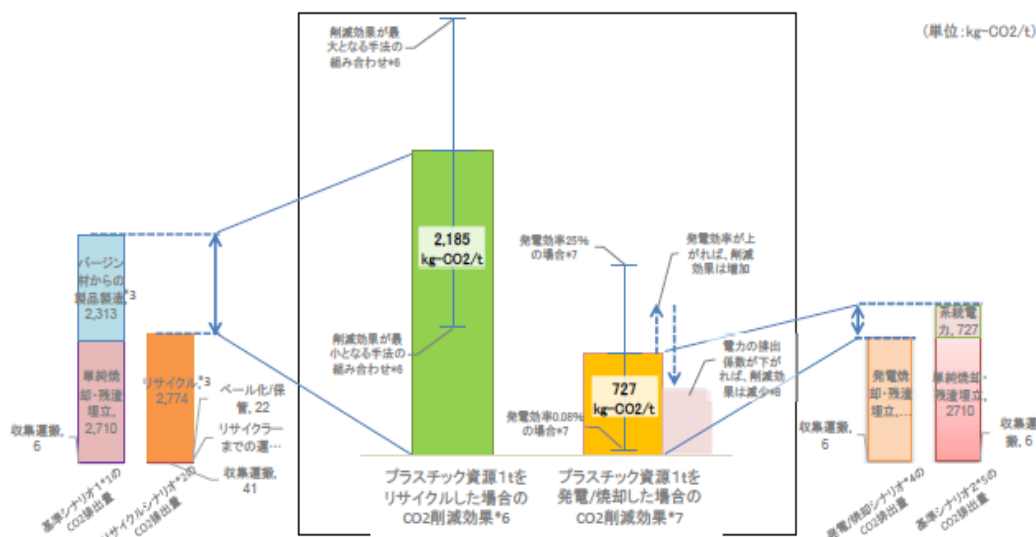
べでは、市町村が分別収集したプラスチック資源を容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合の温室効果ガス削減効果は、同量を市町村の焼却施設において発電/焼却した場合の温室効果ガス削減効果の2倍以上となっている（図5－2）ことから、分別収集参加市町村の拡大等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しが期待される。ごみ発電に比べて再商品化の方が二酸化炭素の削減効果が大きいことが明らかになっている。市町村においては分別収集計画策定の参考にされたい。

（図5－1）一般廃棄物最終処分場の状況



（図5－2）市区町村が分別収集したプラスチック資源をリサイクルした場合のCO2削減効果

- 家庭から排出されるプラスチック資源については、主に、①容器包装リサイクル制度に基づくリサイクル、または②焼却施設における発電/焼却のいずれかにより処理。
- 容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合のCO2削減効果は、同量を自治体の焼却施設において発電/焼却した場合のCO2削減効果の2倍以上。なお、これは熱回収のうち自治体が発電/焼却した場合について分析した結果を示したもの。



出典)「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価 (LCA)」報告書 (JaIME, 2019年3月) のデータをもとにデロイトトーマツ作成

- *1 基準シナリオ1：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋バージン材からの製品製造のCO2排出量
- *2 リサイクルシナリオ：プラスチック資源の収集運搬＋ペール化/保管＋リサイクラーまでの運搬＋リサイクル＋残渣処理のCO2排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量（出典：日本パレット協会）のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋発電焼却（発電効率12.81%：H28年度の焼却施設の平均）＋残渣埋立のCO2排出量
- *5 基準シナリオ2：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋系統電力のCO2排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット（新規木材代替）、リターナブルパレット（新規樹脂代替）及び再生樹脂（コンパウンド代替率＝0.5）と、ガス化（アンモニア製造）及びコークス炉化学原料化を販売量（R1実績）で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂（コンパウンド代替率＝1）とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO2/t、リターナブルパレット（新規木材代替）と油化の場合で931kg-CO2/t
- *7 算出値は、平成28年度の市町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値（12.8%、727 kg-CO2/t）として算出。最大の場合25%、1,430kg-CO2/t、最小の場合は0.08%（平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設）
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。（報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に同様の電力（1.25kWh）に2030年度の排出係数目標である0.37kg-CO2/kWh（出典：電気事業連合会ほか）を乗じるとCO2削減効果は463kg-CO2/tとなる）

5-13 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行

政府としても、「循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に基づき、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し「3R+Renewable」を基本原則として掲げた。すなわち、①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、③できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、④使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図ることとしている。特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収するとしている。また、①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030年までにプラスチック製容器包装の六割をリユース又はリサイクルすること、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することという、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

さらに、令和3年6月にプラスチック資源循環法が成立し、令和4年4月1日に施行された。同法では、市町村は、その区域内において、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を最大限促進する必要がある。同法に基づきプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を実施する場合の市町村分別収集計画の策定については、Ⅱ各論の該当箇所を参照されたい。

II 各論

Ⅱ. 各論

1 対象となる容器包装等について

1-1 概要

容器包装リサイクル法は、平成9年4月からペットボトル、ガラス製容器包装等を対象として施行され、平成12年4月からは対象となる容器包装廃棄物にその他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装を追加して完全施行された。

併せて、令和4年にプラスチック資源循環法が施行され、リサイクルを着実に進めていくためには、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品（以下「製品プラスチック」という。）の排出量や分別収集量を合わせて把握し全国のリサイクル体制を確保するとともに、分別区分にプラスチック製容器包装と合わせて製品プラスチックを位置付け、市民の適切な分別排出等を図る必要がある。

1-2 対象となる容器包装

表 1-2-1 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装廃棄物

容 器 包 装	
金 属	①スチール製容器
	②アルミ製容器
ガ ラ ス	③ガラス製容器
紙 類	④飲料用紙容器
	⑤段ボール
	⑥その他の紙製容器包装 (④、⑤以外)
プ ラ ス チ ッ ク	⑦ペットボトル (飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんする ためのもの)
	⑧その他のプラスチック製容器包装 (⑦以外)

併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められているものとして、製品プ

ラスチックがある。

- (1) 平成9年4月1日から対象となった容器包装廃棄物のうち、③ガラス製容器、⑦ペットボトルの2種類については、分別収集及び再商品化が開始され、①スチール製容器、②アルミ製容器、④飲料用紙容器については、「有償又は無償で譲渡できることが明らかに再商品化する必要がない物」として指定され、分別収集が開始された。
- (2) 平成12年4月1日から対象となった容器包装廃棄物のうち、⑥その他の紙製容器包装、⑧その他のプラスチック製容器包装については、分別収集及び再商品化が開始され、⑤段ボールについては「有償又は無償で譲渡できることが明らかに再商品化する必要がない物」として指定され、分別収集が開始された。
- (3) なお、⑦ペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則」の改正（平成18年12月1日公布）により、ペットボトル区分に、飲料用、しょうゆ用に加え、「その他主務大臣が定める商品」を追加し、平成20年4月よりみりん風調味料やしょうゆ加工製品等を充填した容器を指定している。また、平成29年4月から新たにアルコール発酵調味料を充填した容器が⑦ペットボトル区分の「その他主務大臣が定める商品」に指定されることとなっていることから、⑧その他のプラスチック製容器包装の集計から変更するよう留意されたい。

2 各年度における容器包装廃棄物等の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

2-1 概要

「容器包装廃棄物の排出量」とは、容器包装のうち、商品に付されて消費者の手にわたり、一般廃棄物となったもののうち、市町村が分別収集するものとして位置づけられたものの量を意味する。すなわち、市町村が関与しない事業者の自主回収量及び各家庭での自家処理量等の排出抑制量を除いた一般廃棄物（以下「容器包装算定対象廃棄物量」という。）に含まれる容器包装廃棄物の量をいう。

併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められる製品プラスチックの排出量も推計する。

したがって、容器包装算定対象廃棄物量及び製品プラスチック廃棄物量は、収集ごみ量、直接搬入ごみ量に、集団回収量、拠点回収量等のうち市町村が関与すべきものと位置づけた量を加えたものとなる。ただし、容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の排出量は、実際に分別収集等により収集された量とは異なり、分別の不徹底により可燃ごみ等に混入した分も含まれる。

本項目では、容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の全体量の把握が主な目

的であり、「各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の排出量の見込み」には、計画期間5年間の各年度の容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の排出量の見込みを記載する。図 2-1-1 に容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の排出量の見込み等の概念図を示す。

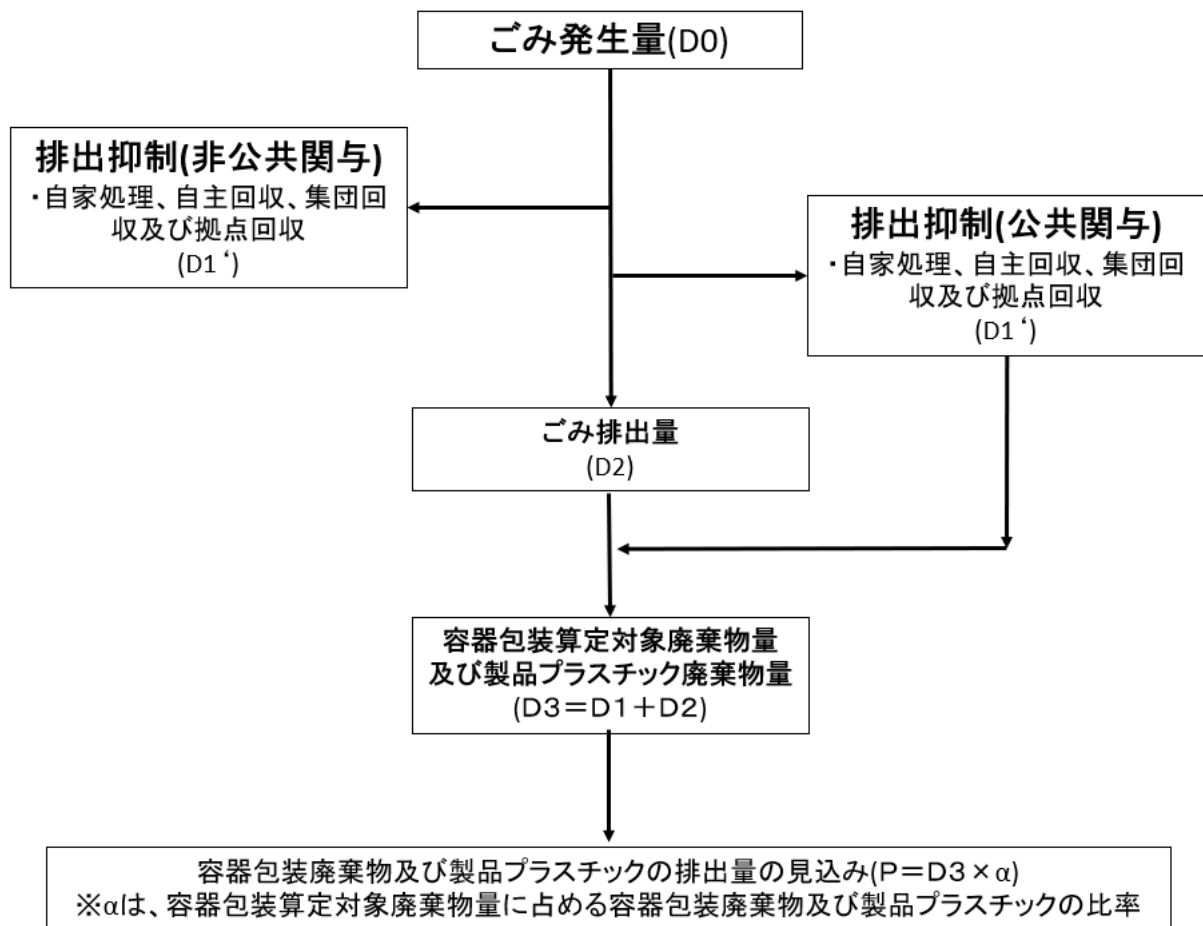


図 2-1-1 容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の排出量の見込み等の概念図

2-2 算出方法

容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の排出量の見込みは、容器包装・製品プラスチック算定対象廃棄物量に各々の容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の比率を乗じることで求めることができる。この比率は、一般廃棄物の組成調査を行うことにより求めることができるが、実績値が無い場合等においては、2-3 に示す値等を参考にする。

算出に用いる各量については、3年後に次期市町村分別収集計画を策定することにかんがみ、今後、少なくとも年度ごとに実績値を記録・保存していくことが必要である。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装廃棄物・} \\ \text{製品プラスチック} \\ \text{廃棄物} \\ \text{排出量の見込み} \\ \text{(P)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装・製品} \\ \text{プラスチック算} \\ \text{定} \\ \text{対象廃棄物量} \\ \text{(D3)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装・製品プラスチ} \\ \text{ック算定対象廃棄物量} \\ \text{に占める容器包装・製品} \\ \text{プラスチック廃棄物の} \\ \text{比率}(\alpha) \end{array}}$$

なお、容器包装算定対象廃棄物量は、容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の比率を組成分析から算定している場合には、組成分析の対象ごみとし、2-3 に示す値を参考に設定する場合には、焼却ごみ、埋め立てごみ、資源ごみの総量を基に算定する。

2-3 算定のための参考事例データ

容器包装廃棄物の比率は、2-2 で述べたように一般廃棄物の組成調査により求めることができるが、これができない場合には、人口規模別の調査事例を参考として、当該市町村の区域内における容器包装廃棄物の排出量の見込みを算出する。

なお、都市により集団回収や拠点回収の割合等に違いがあることに留意が必要である。

また、製品プラスチック廃棄物については、同様に、以下のいずれの方法により、当該市町村の区域内における製品プラスチック廃棄物の排出量の見込みを算出する。

① 既に既に容リプラの分別収集を行っている場合

製品プラの年間想定排出量＝容リプラの年間想定排出量（実績を踏まえて算出したもの）÷80/100（容リプラの比率）×20/100（製品プラの比率）

② 容リプラの分別収集を行っていない場合

製品プラの年間想定排出量＝10kg（一人あたりのプラスチック排出量）×20/100（製品プラの比率）×分別収集対象地域の人口

◆ 人口規模別の調査事例

表 2-3-1 に、環境省が令和元年度から令和5年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られた各市別のごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物の比率及び平均値を示した。

この調査では、地域バランスや人口規模を考慮して、対象都市を選定している。

なお、左欄の容器包装の品目名は、容器包装リサイクル法の分別の区分と一致している。

表2-3-1 ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率															
【構成割合(湿重量割合:%)】															
品目名		年度	都市名(単位:人 令和3年1月1日現在)												
			A市 276千人	B市 81千人	C市 439千人	D市 73千人	E市 63千人	F市 232千人	G市 607千人	H市 59千人	I市 110千人	J市 108千人	K市 414千人	L市 153千人	平均
金属	スチール製容器	R1	0.5	1.5	0.4	1.4	—	0.5	0.6	0.7	0.3	—	—	—	0.7
		R2	0.4	1.7	0.5	0.7	0.5	0.8	0.6	—	0.7	—	—	—	0.7
		R3	0.4	1.9	0.7	0.8	0.6	—	0.7	—	—	0.6	0.7	—	0.8
		R4	0.3	1.7	0.4	1.1	0.6	—	0.6	—	—	0.3	0.8	—	0.7
		R5	0.3	1.7	0.4	0.7	0.5	—	0.4	—	—	—	0.4	0.5	0.6
	アルミ製容器	R1	0.9	3.2	1.1	0.8	—	1.0	1.3	0.9	1.5	—	—	—	1.3
		R2	1.2	3.3	1.0	0.7	0.9	1.0	0.7	—	1.6	—	—	—	1.3
		R3	1.1	4.0	1.4	0.9	1.0	—	1.5	—	—	0.5	1.6	—	1.5
		R4	1.2	2.6	1.1	1.1	1.1	—	1.3	—	—	0.5	1.7	—	1.3
		R5	0.9	4.2	1.5	0.9	0.8	—	1.3	—	—	—	1.1	0.7	1.4
ガラス	無色のガラス製容器	R1	1.1	5.5	1.7	1.0	—	1.7	1.2	0.6	1.1	—	—	—	1.8
		R2	1.1	5.4	1.7	1.2	1.2	1.1	0.5	—	2.1	—	—	—	1.8
		R3	1.7	4.7	2.2	1.8	1.7	—	1.9	—	—	1.0	1.7	—	2.1
		R4	1.4	4.3	1.7	1.9	1.1	—	1.9	—	—	1.1	1.3	—	1.8
		R5	1.6	5.2	1.8	2.0	1.9	—	1.6	—	—	—	1.0	1.0	2.0
	茶色のガラス製容器	R1	1.4	3.2	0.9	1.6	—	1.4	1.0	1.2	0.9	—	—	—	1.4
		R2	1.1	4.5	0.9	1.0	0.5	2.4	0.4	—	0.5	—	—	—	1.4
		R3	1.8	4.5	1.1	1.6	1.2	—	1.3	—	—	0.5	1.2	—	1.7
		R4	1.8	2.6	0.5	2.5	0.7	—	1.5	—	—	0.6	1.0	—	1.4
		R5	1.4	4.1	1.6	2.2	0.7	—	1.1	—	—	—	0.6	0.7	1.5
	その他の色のガラス製容器	R1	0.0	0.2	0.4	0.1	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	0.1
		R2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	—	0.1	—	—	—	0.0
		R3	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	—	0.0	0.0	—	0.1
		R4	0.1	0.2	0.1	0.0	0.2	—	0.0	—	—	0.0	0.1	—	0.1
		R5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	—	—	0.0	0.0	0.0
紙類	飲料用紙製容器	R1	0.5	0.4	1.0	0.7	—	0.4	0.4	0.3	0.7	—	—	—	0.6
		R2	0.4	0.4	0.7	0.7	0.3	0.3	0.8	—	0.6	—	—	—	0.5
		R3	0.6	0.4	0.7	1.2	0.5	—	0.8	—	—	0.6	0.3	—	0.6
		R4	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	—	0.8	—	—	0.7	0.4	—	0.6
		R5	0.3	0.5	0.6	1.0	0.5	—	1.1	—	—	—	0.5	0.3	0.6
	段ボール	R1	2.4	2.5	4.6	1.8	—	3.0	2.1	4.9	7.5	—	—	—	3.6
		R2	2.7	2.1	5.1	2.3	6.1	2.3	2.5	—	5.6	—	—	—	3.6
		R3	2.9	3.5	5.0	2.9	6.0	—	1.6	—	—	3.9	7.9	—	4.2
		R4	3.2	3.1	6.5	3.4	7.1	—	5.5	—	—	4.9	9.7	—	5.4
		R5	2.9	3.2	5.4	2.9	7.0	—	2.8	—	—	—	7.0	3.3	4.3
	その他の紙製容器包装	R1	3.8	1.7	3.1	2.2	—	2.1	3.3	2.4	3.3	—	—	—	2.7
		R2	2.1	1.7	2.6	2.0	2.7	2.0	2.4	—	4.7	—	—	—	2.5
		R3	3.3	2.1	3.3	3.3	4.7	—	4.1	—	—	3.7	3.1	—	3.5
		R4	2.7	2.9	3.3	3.0	4.7	—	4.5	—	—	3.5	3.8	—	3.5
		R5	3.0	2.8	3.7	3.1	3.8	—	4.5	—	—	—	3.4	2.9	3.4
プラスチック	ペットボトル	R1	1.7	4.5	2.7	3.0	—	1.6	3.9	1.8	2.8	—	—	—	2.8
		R2	1.6	3.1	2.2	1.9	0.9	2.1	2.7	—	1.9	—	—	—	2.1
		R3	1.8	2.4	2.2	2.4	1.6	—	3.7	—	—	1.6	1.7	—	2.2
		R4	1.9	3.2	2.0	2.6	2.2	—	3.7	—	—	2.0	1.5	—	2.4
		R5	1.8	6.1	2.7	3.4	2.8	—	3.7	—	—	—	1.7	2.0	3.0
	白色トレイ	R1	0.2	0.8	0.2	0.3	—	0.1	0.2	0.2	0.4	—	—	—	0.3
		R2	0.1	0.4	0.2	0.5	0.2	0.2	0.2	—	0.3	—	—	—	0.3
		R3	0.2	0.9	0.3	0.5	0.2	—	0.4	—	—	0.3	0.2	—	0.4
		R4	0.3	0.4	0.2	0.5	0.3	—	0.3	—	—	0.2	0.2	—	0.3
		R5	0.2	0.4	0.3	0.4	0.2	—	0.1	—	—	—	0.3	0.2	0.3
	その他のプラ製容器包装(トレイを含まない)	R1	6.9	15.8	6.4	4.7	—	4.0	7.8	7.1	11.1	—	—	—	8.0
		R2	6.8	14.7	8.4	5.6	7.4	4.1	6.8	—	11.0	—	—	—	8.1
		R3	8.5	16.5	10.4	8.4	9.7	—	11.0	—	—	8.8	8.9	—	10.3
		R4	8.3	13.9	9.1	8.3	9.5	—	9.9	—	—	9.2	8.3	—	9.6
		R5	7.8	15.2	9.9	8.4	8.5	—	9.7	—	—	—	9.6	11.3	10.0
容器包装全体	R1	19.5	39.4	22.4	17.5	—	16.1	22.6	20.0	29.4	—	—	—	23.4	
	R2	17.7	37.2	23.2	16.7	20.7	16.2	17.5	—	29.1	—	—	—	22.3	
	R3	22.6	41.3	27.2	23.8	27.1	—	26.9	—	—	21.5	27.4	—	27.2	
	R4	21.8	35.4	25.6	25.3	28.2	—	30.0	—	—	23.2	28.7	—	27.3	
	R5	20.3	43.5	27.9	24.9	26.7	—	26.2	—	—	—	25.7	22.9	27.7	

3 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、市町村において実施し、又は実施しようとする方策について、具体的に記述する。この場合、特に市民、事業者、再商品化事業者等の役割分担及び相互の協力・連携の方策についても具体的に記述することが望まれる。

容器包装廃棄物の排出抑制の方策の参考事例として、一般廃棄物の排出抑制の方策の事例を、表 3-1 に示す。この他にも様々な取組が考えられ、各市町村において、地域の実情に応じた効果的な方策を導入されたい。

表 3 - 1 排出抑制の方策の参考事例

方策名	事業内容
① 3 R 推進のための地域協定、自主協定	市民・事業者主体の自立的な任意組織と市が、地域協定や自主協定を締結し、レジ袋の削減（レジ袋の有料化を含む）や簡易包装の推進、店頭回収や集団回収などに協同で取り組む。協定店では、店舗内に表示する、レジ台等にステッカーを貼る、調印式を公開するなどにより、市民への周知を図る。
② マイバッグ持参運動	買い物のときには買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわないようにする。
③ マイボトル・マイカップ持参運動	コーヒーショップ、ファストフードなどの飲食店、会社のオフィス、各種イベントなどで、マイボトル・マイカップを利用することで、紙コップなどの使い捨ての容器を削減する。
④ 環境にやさしい店登録制度	エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売や、ごみの減量、リサイクル等に率先して取り組む小売店等を「環境にやさしい店」として登録し、紹介する。
⑤ ごみ減量出前講座	ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。
⑥ リサイクルプラザにおける情報提供・学習拠点の整備	市民・事業者に対し、廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発に努める。
⑦ ごみ集積所設置補助金	集団回収に利用する集積所を新設する場合の、一部補助。
⑧ 3 R に関する市民フォーラム	3 R に関する計画策定を目的として、市民フォーラムを開催する。フォーラムに参加し、計画を検討する市民委員を公募し、市民が主体となって、排出抑制などの具体的取組を検討する。
⑨ 廃棄物減量化等推進員制度	市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導及び快適な生活環境を保全するための地域社会のリーダーとしての役割を担う。
⑩ 容器包装廃棄物排出抑制推進員（3 R マイスター）	容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重要性についての啓発、排出を抑制するための取組に関する調査、消費者に対する指導及び助言等を行う。

※ 環境省調べ

4 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

4-1 概要

容器包装リサイクル法に基づいて容器包装廃棄物を分別収集する場合には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙容器、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の10種に分別される必要がある（その他のプラスチック製容器包装のうち、「白色トレイ」を別途分別収集することも可能である）。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについても、プラスチック製容器包装と一括して、又は個別に分別回収するかを設定する。

この11種のうちどの品目を分別収集するのか、また何年度から実施するかについては、各市町村が機材や作業員の確保等の収集体制、選別するための処理施設の整備状況、住民の分別に対する協力度等を勘案して決定する。また、品目の選択と合わせて収集に係る分別の区分を検討する必要がある。当初から分別収集が難しい場合には、段階的に品目・収集の区分を増やすことも可能である。

4-2 分別区分の決定のため考慮する事項

分別収集の対象とする容器包装廃棄物及び製品プラスチックとその分別区分は、定められた分別基準（収集物の品質・純度）を保持し、分別収集への高い協力率を確保できるように設定しなければならない。特に、その他のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの場合、混入異物の多い収集物の事後選別では、分別基準適合物の品質を確保することは難しく、品質調査の結果、容リ協から引き取りを拒否される事態も発生している。その一方で、分別収集に伴う費用がかかり過ぎたり、住民に過度の負担となるような分別区分は避け、各市町村の収集能力等を勘案した適正な分別区分とする必要がある。

分別区分決定に当たり検討する項目は、次のとおりで、住民の協力度（分別の区分に従って適正に排出される率（分別排出率））、収集物の品質、収集作業の効率、施設の整備状況、コスト等の要因に関して検討・評価して定めることとなる。

- ① 収集方法：市町村収集、拠点回収、集団回収等
- ② 分別方法
- ③ 収集方式
- ④ 収集車両

⑤ その他

検討項目と要因を整理し表 4-2-1 に示す。

表 4-2-1 容器包装廃棄物の分別区分に関する検討項目と要因（その 1）

要 因		住民の協力度	収集物の品質	処理施設、収集作業性、収集コスト等
検討項目				
収 集 方 法	分別収集	- 住民の減量・排出抑制の意識による。 - 住民に分別項目を周知する必要がある。 - 分別区分が多い(手間が煩雑化)と協力度が低下する恐れがある。 - 家庭内に貯留することが可能な量に対応した収集頻度とする必要がある。	- 排出時にコンテナにより分別する場合は、コンテナへの収集物の入れ間違い等が生じる恐れがある。 - 間違いが生じないように、同日の区分数・コンテナへの分別収集目の表示等に配慮する必要がある。 - 住民の協力度による。	- 排出時分別(収集区分内での分別)が多いと収集効率は低下する傾向にある。 - 混合排出の場合は、選別施設が必要であり、収集物に汚れが付着する等の恐れがある。
	拠点回収	- 設置場所によっては、一部の市民の協力しか得られない恐れがある。 - 拠点数によるが、多くのポイントを設定することが困難な場合、分別収集より住民の協力は少なくなると考えられる。 - 回収ポスト、拠点販売店の協力を要する。	- 住民の協力度によるが、回収ポスト等は投入間違いや他の廃棄物の混入の恐れがある。 - 回収物が限定されている場合でも他の廃棄物の混入の恐れがある。	- 回収ポスト等の設置場所等の確保が必要である。 - エコストア等の販売店等の協力を要する場合がある。
	37 集団回収	- 住民の協力は集団回収実施地区、団体構成者に限定され、回収状況は集団回収実施地区とそれ以外の地域で大きく異なる。 - 売却益を得るため売却コストの高い物品に限定されがちである(アルミ缶等)。 - 集団回収実施地区を拡大するためには、助成等のインセンティブが必要となる。	住民が自ら選別するため回収物の品質は高い。	- 回収物のストックヤードが必要となる。 - 助成制度等の整備が必要な場合がある。
分別排出・施設選別	分別排出	- 貯留スペースを必要とするペットボトル等は、収集頻度が少ないと他の収集区分に混入する恐れがある。 - 分別区分を設定した場合、いくつかの分別区分を同日に収集することとし、排出時に分別した方が、排出日が限定され、住民協力が得易い。	- 夾雑物の混入により品質が確保できない恐れがある。 - 間違って排出された場合の品質確保が難しい。	- コンテナの表示を明確にする必要がある。 - 収集物の品質を保つために、減量等推進員による指導・監視が有効な場合がある。 - 分別区分を多くすると収集コストが増加する恐れがある。
	施設選別	- 分別の手間が少なく、住民の負担が少ないため住民の協力を確保し易い。 - 分別行動が少ないため、減量化・排出抑制の意識が希薄となる可能性がある。	- 施設で選別するため、所要の品質が確保し易い。 - 混合排出とする場合、組み合わせによっては施設選別の品質の確保が難しい。	- リサイクルプラザでは施設選別に加えて意識啓発を図れる。 - 分別区分が少ないほど、収集は効率的である。 - 施設整備が必要となる。
	分別排出施設選別併用	分別区分の設定を多くする必要があるため、住民の協力を得易い。	- 分別排出時に混入した夾雑物も施設で選別されるため、収集物の品質は高い。 - 対象容器包装廃棄物に適した区分が選定でき品質も確保し易い。	- 収集作業性を考慮した分別区分を選定できる。 - 収集コスト、施設整備を総合的に検討し、コスト増を抑えることができる。

表 4-2-1 容器包装廃棄物の分別区分に関する検討項目と要因（その 2）

要 因		住民の協力度	収集物の品質	処理施設、収集作業性、収集コスト等
検討項目	一括収集	・収集日が限定され、住民協力が得易い。	・収集日が同一であるため、出し忘れが少なく、他の収集区分への混入は少ない。	・収集車輛の仕様に留意する必要がある。 ・収集作業が若干煩雑となる。
	種類別収集	・収集日が複雑な場合には、住民の協力が得にくい(排出の煩雑さ)。	・収集日を分別区分ごとに設定すると、他の収集区分への混入の恐れがある(出し忘れ等)。	・収集車輛の増加に対し、ステーション当たりのごみ排出量が減少し、収集コストが高くなる傾向がある。 ・ステーションの数・収集頻度に留意する必要がある。
	収集頻度	・家庭内に貯留又は保管することが可能な量に応じて収集頻度を設定しないと、住民の協力度が低下する恐れがある。	・収集頻度が少ないと分別が適切に行われない恐れがある。	・収集頻度が多いとステーション当たりのごみ排出量が減少し、収集コストが増加する恐れがある。
	ステーションの新設・移設	・新設・移設により持ち出し距離が長くなり、住民の協力度が低下する恐れがある。 ・混乱を生じる恐れがあり、ステーションの位置を周知する必要がある。	・持ち出し距離が長くなると、他の収集区分への混入の恐れがある。	・収集頻度が極端に上昇しないように、ステーション当たりのごみ排出量が適切となるよう、ステーションの配置と収集頻度を調整する必要がある。
収集車の仕様		—	・施設選別を阻害する車輛を避ける必要がある。(過度の圧縮、混合、破損等)	・新規に専用車を採用する場合は、購入費用が必要となる。 ・分別区分に応じた仕様とする必要がある。

(1) 収集方法

容器包装廃棄物の収集方法には、市町村が分別収集する方法以外に、自治会等による集団回収や販売店等に回収拠点を設ける方法などがある。市町村が分別収集したものだけではなく、このような集団回収や拠点回収についても市町村が関与し、かつ量的な把握ができるものについては、容器包装リサイクル法第8条第2項第4号の量に含めて差し支えない。したがって、対象容器包装廃棄物ごとに分別収集、集団回収、拠点回収等のいずれか又は複数の方法を採用することとなり、収集方法は、分別収集の区分と密接に関連する。

収集方法の検討に際しては、収集物の品質、収集物の売却単価、予想される分別収集対象人口率、住民の協力が得られる見通し等を勘案して定めなければならない。従来の方法を変更する場合又は新たに始める場合には、特に住民の理解と協力が得られるよう周知を図ることが重要である。

飲料用紙容器や段ボールのように、住民の自主的な活動、民間業者により、物の品質に高い純度が確保されているもの、あるいは回収ルートが形成されているものについては、市町村が新たに分別対象に取り入れる場合に、これらの活動を行っている団体や民間業者と十分に調整を行い、効果的に役割を分担することが有効と思われる。

また、ガラス製容器のうちリユースびんについては、可能な限り活きびんで回収するよう努めるとともに、販売店回収や集団回収等の既存の回収ルートを維持することやリユースびんをリサイクルセンター等で選別、別途売却するようなことも検討すべきである。

(2) 分別方法

分別基準に適合させる方法としては、排出時に品目別（ガラス製容器は色別）に分別して排出する方法と、収集する品目を混合収集して施設で選別する方法がある。分別排出の場合は、選別施設が不要なため初期の費用が少なくすむことや、住民が直接分別することでリサイクルへの参加意識・意欲を高める効果が期待される。しかし、分別区分が多くなると市民における分別排出が煩雑となり、収集車に工夫が必要となる場合や、他の区分のごみが排出時に混入してしまう恐れがあることに留意する必要がある。

一方、一つの分別区分に複数の品目を含めて混合収集し、施設選別する場合は、住民負担の軽減等の効果が期待されるが、選別施設整備費等市町村の負担を要することに留意する必要がある。

どの方法とするかは、排出時の分別の容易さ、排出ステーションの広さ、各種品

目の組合せによる収集時の破損・汚れの付着及び施設選別に要する機器等を品目ごとに検討し、分別排出するものと混合排出・施設選別するものを適宜組み合わせる必要がある。さらに、選別施設の有無や施設の機能、施設の整備等に係る費用、収集物の品質・純度、予想される分別排出率及び住民参加による啓発効果等を総合的に勘案して選択することが望まれる。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについても、プラスチック製容器包装と一括して、又は個別に分別回収するかを設定するべきである。

(3) 収集方式

1) 積み込み方法（同一車両収集又は種類別収集）

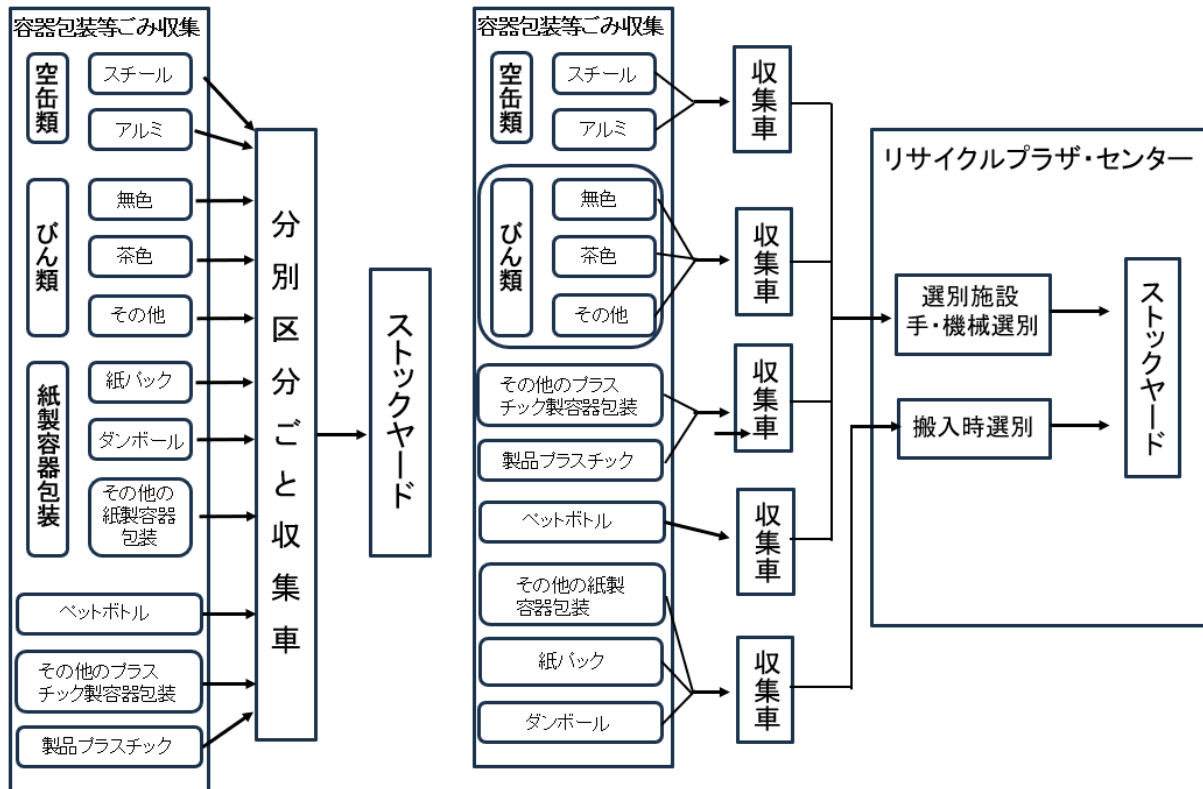
分別された資源ごみの収集方法には、分別区分ごとに収集する方法と、平ボディ車や多室型収集車等で一括して同時に収集する方法に分けられる。

前者の方法では、分別品目の特性に適した収集車両（空き缶収集車、ガラスびん収集車等）を使用することが可能であるが、分別区分の数が多い場合には、収集頻度にもよるが収集車両数が増えることや、ステーションに排出されるごみ量が少なく、収集効率が低下すること、収集日が増えること等に留意しなければならない。

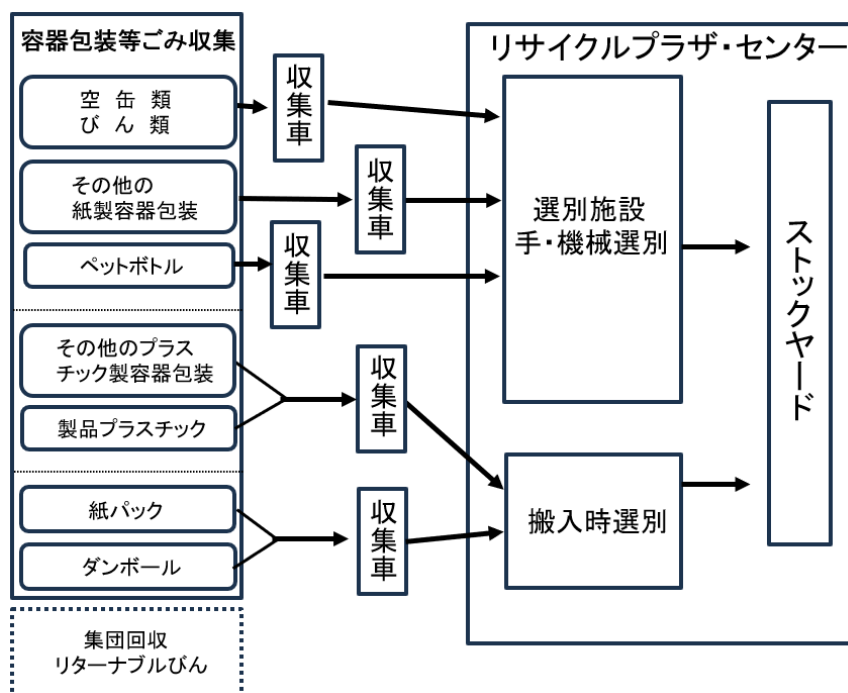
一方、一括して混合収集する方法では、収集及び選別の作業が煩雑となるとともに、ストックヤード等への積み卸し作業に手間がかかる場合もあり、コンテナの使用や収集車両仕様の検討等を要する。

どのような積み込み方法とするかは分別区分の数と密接に関連しており、分別区分ごとの排出量、収集容器の種類（袋、コンテナ等）、分別区分の品目に応じた車両仕様、新規車両の購入時期、車両購入費用等を勘案して無理が生じない分別区分を定めなければならない。分別区分を多くする場合は、作業が煩雑とならないようにコンテナの利用や、区分ごとに袋の色分け等の工夫をする必要がある。また、品目（缶類等）によっては回収業者に委託する方法も有効であろう。

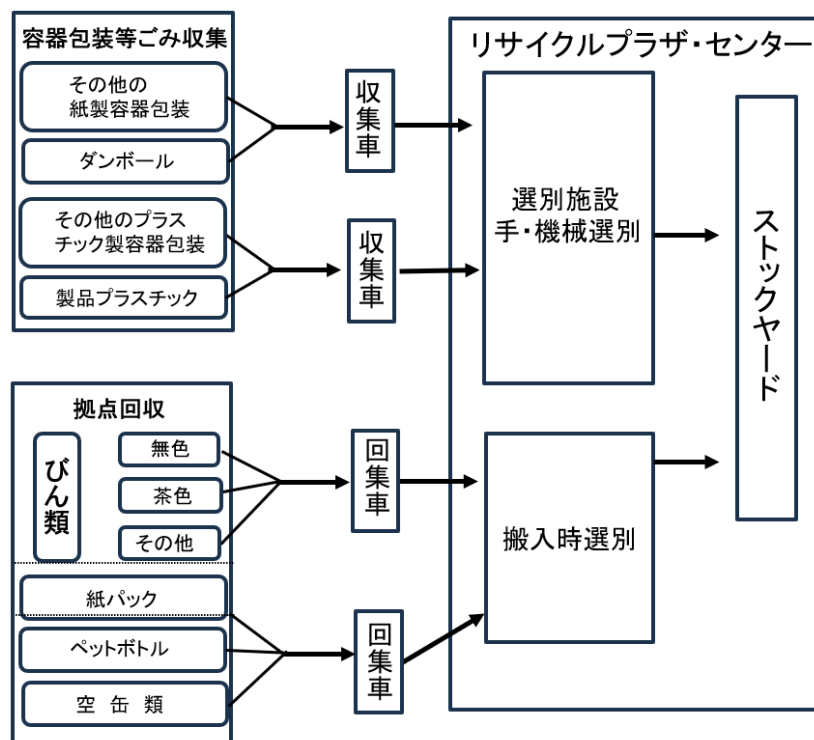
参考として、容器包装廃棄物の収集パターンの例を図 4-2-1 に示す。なお、図中のストックヤードはリサイクルセンター・プラザ内としているが、他の場所としても差し支えない。



(1) 分別区分ごとの車両収集 (2) 種類別（一部混合）車両収集



(3) 種類別（一部混合）車両収集＋集団回収



(4) 種類別（一部混合収集）車両収集＋拠点回収

図4-2-1 容器包装廃棄物及び製品プラスチック廃棄物の収集パターン例

2) 収集頻度

容器包装廃棄物に係る収集頻度は、排出されるごみの容量と家庭内の保管スペースが決定要因となる。収集頻度が多いとステーション当たりの収集量が少なくなり、収集作業が非効率となるが、収集頻度を少なくすると家庭内の保管量が多くなり、ほかの分別区分（可燃ごみ、不燃ごみ等）に排出され、分別排出率（P50 参照）が低下するおそれがある。

容器包装廃棄物は重量に比して容積が大きいいため、保管スペースが他のごみより多く必要となる。事例によると、びん類、缶類、紙類は、週1回～月2回程度としている自治体が多い。

なお、その他のプラスチック製容器包装は、容積比で家庭ごみの約4割を占めており、家庭内のストックスペースもこれ以外の容器包装ごみに比べて広い場所が必要であり、食料品の包装に用いられた物が多いことから、特に夏場には悪臭の発生も考えられる。このため、その他のプラスチック製容器包装については、

分別収集への住民の理解と協力を得られるよう、十分これらに留意して収集頻度を定める必要がある。

3) ステーションの新設・移動

ステーション間隔が同じ場合では、排出されるごみ量が少ないほど収集コストが増加する傾向にある。分別により収集するごみが少なくなる時は、資源ごみのステーション数を減らしたり、収集頻度を少なくして収集コストの増加を抑制することを検討することが必要となる場合もある。

(4) 収集車両の仕様

収集車両は、分別状況、収集方式（同一車両収集・種類別収集）、収集容器及び排出されるごみ量に応じて、その積載量・仕様を定めなくてはならない。車両の形式には平ボディ車、多室型分別収集車、パッカー車、分別容器付パッカー車、コンテナ車等がある。また、特定のごみの種類に対応し、併せて選別・処理を行うペットボトルパーラー車、空き缶選別・プレス車等も開発されている。

収集車両の選定にあたっては、積み込み方法、作業員の安全性、作業性及び購入費用等を十分考慮する必要がある。

(5) その他

容器包装廃棄物の分別・選別事例と特性等を表 4-2-2 に示す。

施設選別・保管段階	備 考
ター・プラザにて選別。 用いられている。 である。	・売却コストが高く、集団回収としている事例もある。
ター・プラザにて選別。 いられる。 である。	・他の金属類との分別・選別に留意する必要がある。
が多い。 を選別している市町村もある。 ある。	・びんの破損を防ぐため、他の資源物と混入収集している例もあるが、びん・ガラスの単独収集が多い。 ・リターナブルびんを収集対象外としている事例もある。 ・拠点回収では、色分別している事例が多い。
確保が必要である。	・ガラスびんの色選別装置が開発されている。
42 回収後に選別している事例はほとんどない。(資源物と	
	・拠点回収や集団回収としている事例がある。
は容器包装のみを分別する。	・平成 13 年 4 月から資源有効利用促進法に基づき識別表示が義務付けられた。

4-3 市町村のその他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別状況

その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックについて分別収集を実施した市町村における分別収集の区分の事例を表4-3-1に示す。

表 4-3-1 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集区分事例

都市名	人口	収集区分	収集区分の詳細	備考
神戸市	153 万人	プラスチック製容器包装	プラマークがついているもので、中身を使い切り、水ですすぐなどして汚れを取り除いて指定袋に入れて出す。	汚れが簡単に取れない場合は燃えるごみ。
仙台市	109 万人	プラスチック製容器包装及び製品プラスチック	「プラスチック製容器包装」と、ハンガーやストローなどの「プラスチック素材 100%の製品」について、「プラスチック資源」としてまとめて指定袋で回収。	プラスチック製容器包装は、固形物が残らないよう、汚れは拭き取るか、軽くすくいから指定袋へ。 チューブ類は中身を使い切るだけで出すことが可能。
		紙製容器包装	紙製容器包装マークが付いているれば雑がみとして回収している。雑がみはチラシなどの大きな紙の紙に包み、十文字にしばって出すか、紙袋のほか、ビニール袋や紙箱に入れて出すことも可能。	ビニールでコーティングされた紙・臭いのついた紙・感熱紙・写真・カーボン紙・圧着ハガキ・汚れた紙（ピザの箱等）は「家庭ごみ」へ
福山市	47 万人	プラスチック製容器包装	識別マークが付いているものだけに限定。中身を残さないで、水で中を軽くゆすぐ。洗っても汚れが落ちないものは、燃やせるごみとして出す。ただし、汚れているからといって安易に燃やせるごみにしないように啓発している。	ペットボトル（ラベルとキャップをはずす）とその他のプラを一緒にの袋（指定袋無、透明、または半透明）で排出する。混合収集している。
沼津市	19 万人	プラスチック製容器包装	すすぐか拭くなどして汚れを落とし、キャップやふたは外して、指定袋に入れ排出するよう指導。	汚れが付着して落ちないものや落とすことが困難なものは「燃やすごみ」へ。
高岡市	17 万人	紙製容器包装	紙箱は開いて、ひもで十文字にしばって出すか、紙袋に入れて排出するよう指導。	内容物や汚れが取れないものは、燃やせるごみへ。
		プラスチック製容器包装及び製品プラスチック	水洗いする。また、容器のフタは外し、指定袋に入れて排出するよう指導。電池や電気で動くプラスチック製おもちゃは金属類・家電品類の日に出す。	内容物や汚れが取れないものは、高分子系ごみへ。 1 m 以内のサイズまで透明又は半透明の袋に入れて出すことが可能。

4-4 分別収集の具体的検討の手順

(1) 分別区分の検討フロー

分別区分は、4-2 に示した事項を総合的に検討して定めなければならない。その分別区分の検討フローの例を図 4-4-1 に示す。このフローに示すように、各項目の検討に先立ち、容器包装廃棄物に係る現行の収集方法を踏まえ、予測される分別対象物の排出量や収集量等について十分調査し、地域の実情にあった方法を選定する必要がある。

また、製品プラスチックの収集も計画される場合は分別収集計画でも実態がわかるよう併せて記載する。

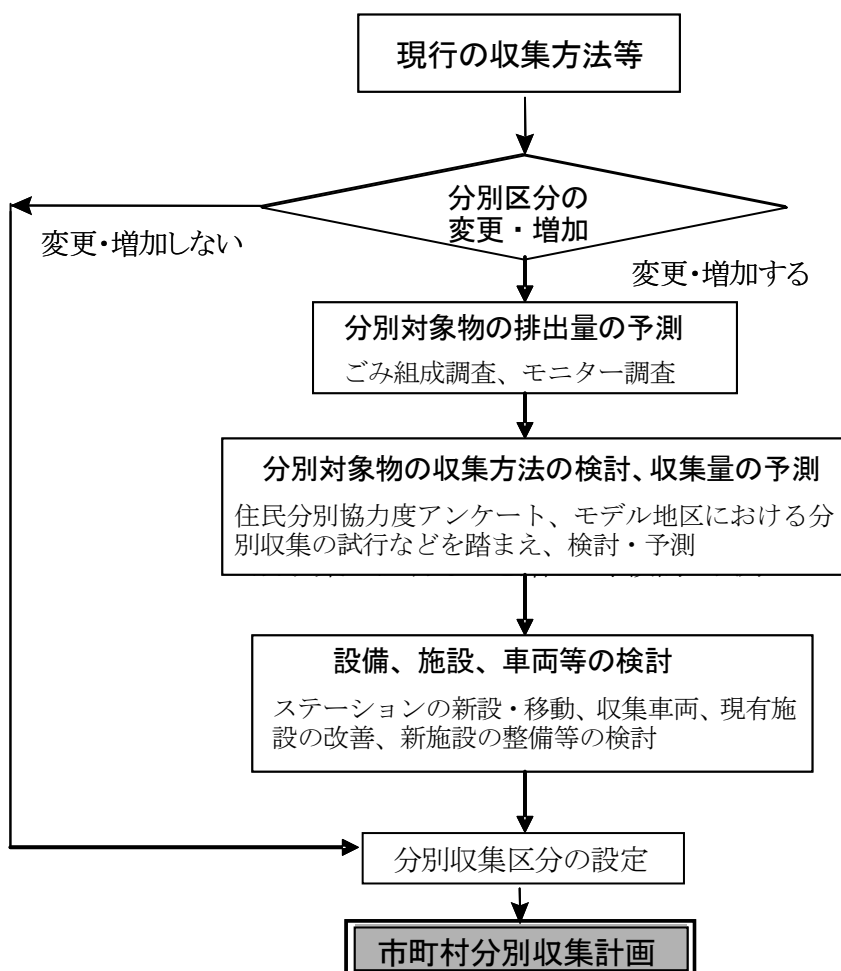


図 4-4-1 分別区分の検討フロー

1) 分別協力度に関する住民アンケート

住民の協力度を推定する材料として使用可能なアンケート結果がある場合や、アンケートを実施する場合には、これを分別収集区分の参考とする。

2) ごみ質調査

分別の対象とする容器包装廃棄物や製品プラスチック廃棄物、その他の資源ごみ対象物がどの程度排出されているかについて、ごみ質の実態を把握し、分別区分検討の参考とする。なお、重量比だけでなく容積比による実態も把握し、収集頻度や収集車両台数等について検討する際の参考資料とする。

3) モニター調査

ごみ質調査をした場合、ガラスびんやペットボトルに比べ、その他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装については、容器包装でないものとの区別や、付着している異物（食品残渣等）との区別が難しく、正確性が劣るものと考えられる。そこで、その他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装については、住民モニターを募集し、1ヶ月程度、日々のそれらの排出重量を計測してもらい、その結果から排出量や分別収集量を推計することが有効であると考えられる。

4) モデル地区による分別収集の試行

その他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装を分別収集するために、従来の排出方法や収集方式を大きく変更する必要がある場合、住民への排出マナーの徹底や収集作業現場との調整などに多大な労力を費やす必要が生じる可能性がある。

この場合、例えば一部のモデル地区において、市町村分別収集計画で想定している分別収集を試行し、その結果を用いて住民への排出マナーの徹底方策を検討や関係者との調整を行う方法も考えられる。

5) 収集方法の検討

現行の排出区分を踏まえ、容器包装廃棄物や製品プラスチック廃棄物及びその他の資源ごみ対象物の分別の区分、排出の方法、収集頻度及び排出する容器の種類等に関し、住民の協力度、収集物の品質、分別収集対象人口率等を勘案して定める。

6) 設備、施設、車両等の検討

定められた分別区分及び排出方法に対応する収集車両の形式・容量に関して検討する。また、分別収集する対象物の運搬先となるリサイクルプラザ・リサイクルセンター、中継施設、ストックヤードの位置及び輸送に係る交通条件について検討する。また、分別区分に対応した施設条件・仕様を定める。

5 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

5-1 概要

本項で求める見込量は、市町村においては施設設備計画の基礎データとなるものであるが、これが全国的に合算されて再商品化義務総量の算定基礎となり、特定事業者の負担すべき義務量を決定するもので、本制度の運用上、極めて重要なデータである。本項で求める量の見込みをどのような考え方で求めるかを図 5-1-1 に概念図として示した。

一般廃棄物（ごみ発生量）									
市町村が収集運搬又は直接搬入するごみ				市町村が関与する集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ				市町村が関与しないごみ	
容器包装算定対象廃棄物量								自家処理ごみ、自主回収ごみ、集団回収・拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ	
容器包装廃棄物排出量（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）						容器包装廃棄物以外のごみ 他のごみに混入する容器包装廃棄物			
分別基準適合物量等（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）									
特定分別基準適合物				容器包装リサイクル法第2条第6項で規定する主務省令に定める物（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化を必要がない物として主務省令で定める物）					
ガラス製容器		その他の紙製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	スチール製容器	アルミ製容器				
無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他のガラス製容器							

図 5-1-1 ごみの中に占める特定分別基準適合物等の位置づけ

図 5-1-1 の中で示した各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、容器包装の区分ごとにそれぞれ示すことが必要である。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集計画量についても算定する。なお、製品プラスチックとプラスチック製容器包装を一括して分別収集する場合であっても、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの分別収集計画量は合算することなく、それぞれ算定するよう留意されたい。

5-2 用語の意味等

本項で用いる用語の意味等は、次のとおりである。

- ①「分別収集対象人口率」とは、行政区域内人口に占める分別収集対象人口の割合をいう。
- ②「容器包装廃棄物の排出量」とは、市町村が収集する一般廃棄物中の容器包装廃棄物の量と市町村分別収集計画に位置づけられた集団回収等により把握される容器包装廃棄物の量を合わせた物の量の見込みをいう。詳細は 2 で述べているが、収集実績や、ごみ組成調査による一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の比率等により算定する。
- ③「分別排出率」とは、容器包装廃棄物の排出量のうち適正に分別排出されるもの（市町村が収集する容器包装廃棄物の排出量に占める分別基準適合物と第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物（本項では「特定分別基準適合物等」という。）の量の割合を示し、容器包装の区分ごとに算定する。

5-3 容器包装廃棄物・製品プラスチック廃棄物の排出量の見込みと、特定基準適合物等の量の見込みとの関係

本項（法第 8 条第 2 項第 4 号）で明らかにする量の見込みと、2 で説明した各年度における容器包装廃棄物・製品プラスチック廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）との関係は図 5-1-1 に示したとおりである。

この 2 つの量の差は、容器包装廃棄物・製品プラスチック廃棄物を分別収集しないことによる他のごみへの混入や、分別収集しても協力が得られないことによる他のごみへの混入などによるロスである。さらには、市町村が関与した集団回収や拠点回収によるものでも、市町村の処理対象とならなければ、ここには計上されない。仮に、市町村が容器包装廃棄物・製品プラスチック廃棄物をすべて分別収集し、排出者が 100%協力し、行政区域全域で実施した場合には、2 で求めた容器包装廃棄物・製品プラスチック廃棄物の排出量と、本項で求める見込量は等しくなる。

5-4 特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、容器包装廃棄物・製品プラスチック廃棄物の排出量の見込みに分別収集対象人口率及び分別排出率を乗じて算定する方法と、前年度実績量に人口変動率等を乗じて算定する方法等が考えられる。いずれの方法をとるにせよ、実績量との乖離をできるだけ小さくすることを目指して算定する。

(1) 容器包装廃棄物の排出量の見込みを用いた算定方法

特定分別基準適合物の量の見込みは、容器包装廃棄物の排出量の見込み等を用いると、次に示すような方法で求めることができる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物の量} \end{array} \right) \text{の見込み} = \left(\begin{array}{c} \text{容器包装廃} \\ \text{棄物の排出量} \end{array} \right) \text{の見込み} \times [\text{分別収集対象人口率}] \times [\text{分別排出率}]$$

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、2で述べたような考え方に基づいて算出される。

この場合に、容器包装廃棄物の排出量は、市町村が関与しない収集ルートによる収集量や排出抑制量（拠点回収、集団回収、自家処理等）、市町村による排出抑制の方策、収集区分・頻度やステーションの設置状況等住民の分別排出に対する便宜の程度、排出者の増減（産業構造、昼間人口の増減、観光客の増減等）等の要因により変動することを踏まえて推定する必要がある。

また、市町村の分別収集の対象又は直接搬入されたごみ排出量以外に集団回収や拠点回収の実態があり、これを市町村関与分として分別収集対象とする場合には、さらにこれらによる収集量を推定して合算する必要がある。

分別収集対象人口率は、総人口に占める分別収集対象人口であり、分別収集を市町村内のどの範囲で実施するかにより変わる。したがって、段階的に対象区域を拡大する場合には、年度により分別収集対象人口率を変えて算定する必要がある。市町村全域を対象とする場合には、分別収集率は100%となる。

分別排出率は、分別収集することとした対象容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合であり、分別排出の方法・頻度等分別排出のしやすさや住民に対する啓発活動により変動し得る。住民アンケートの結果や、モニター調査等、参考となる情報があればこれらを活用することになるが、そのような情報がない場合には、今後の広報啓発活動の効果等を見込んだ上で、市町村が独自に設定することになる。この場合、分別収集を実施している他の市町村等の収集率が得られる場合には、その排出ルールや

収集頻度、周知の度合いなどを勘案する必要がある。

(2) 直近年度の収集実績を用いた算定方法

既に分別収集を実施しており、直近年度の実績量が分かる場合、以下の方法により、分別基準適合物等の収集量の見込みを算定することができる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \end{array} \right) \text{の見込み} = \left(\begin{array}{c} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \end{array} \right) \text{等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率については、開発地区の状況等を適切に把握し、容器包装廃棄物の量に影響しうる人口動態を適切に見込むことが必要である。

(その他の変動要因による変化率)

収集対象区域が限られていて、段階的に対象区域を拡大する場合には、年度により分別収集対象人口率を考慮して算定する必要がある。市町村全域を対象とする場合には、分別収集対象人口率は100%となる。

さらに工夫が必要となる場合として、ごみ有料化の導入などの排出抑制方策の実施、分別基準適合物等の分別区分の変更、収集頻度の変更、収集方式の変更（ステーション収集から戸別収集への変更）等を行う場合が考えられる。これらの施策を実施する場合にあっては、近隣市町村における先行事例等から、影響度合いを把握しうるのであれば、その変化率を乗じて、算定することが望ましい。

(3) 分別実績がない場合（新たに分別収集を実施する場合）における近隣市町村データ等を用いた算定方法

過去に特定分別基準適合物等の収集実績がない場合には、近隣市町村における収集実績等のデータに基づく以下の方法により、量の算定を行うことができる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \end{array} \right) \text{の見込み} = \left(\begin{array}{c} \text{近似した近隣} \\ \text{市町村の一人当} \end{array} \right) \text{たり原単位} \times \text{人口} \times \text{人口変動率}$$

また、近隣市町村のデータを活用する際には、分別基準適合物の範囲や、人口構成、他の既に分別収集を実施中の分別基準適合物等の排出傾向等を比較し、最も近似性が高いと考えられるデータを活用する必要がある。

(補完1：モデル地区における収集実績値を基にした推計値の活用)

近隣市町村のデータに基づく算定を補完するため、モデル地区における収集実績値を基にした推計値を用いることが考えられる。潜在的な容器包装廃棄物の量は、ごみ組成分析やモニター調査によって把握することが望ましいが、そのうち、特定分別基準適合物として実際に収集される量は、市町村の分別区分の範囲の違い（例えば、食品の付着したものは分別しない等）や、住民の協力率（分別排出率）によって変動する。したがって、これらの要素が組み込まれるモデル地区における収集実績を基に、一人当たりや世帯当たりの収集原単位を算定し、それに、現在人口及び人口変動率を乗じて、収集量の見込みを算定することが代替手法として考えられる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \end{array} \right)_{\text{の見込み}} = \left(\begin{array}{c} \text{モデル事業} \\ \text{による一人当たり} \end{array} \right)_{\text{排出量原単位}} \times \text{人口} \times \text{人口変動率}$$

(補完2：ごみ組成分析及びモニター調査に基づく収集量の推計値)

近隣市町村のデータに基づく算定を補完するため、ごみ組成分析及びモニター調査を踏まえて、算定することが考えられる。

上記のように、ごみ組成分析で把握できるのは、潜在的な容器包装量であるため、市町村の分別区分の範囲の違いや、住民の協力率（分別排出率）を考慮する必要がある。また、その他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装については、組成分析によっても正確な量を把握することが難しい。

そこで、組成分析とともに、モニター調査を実施し、分別基準適合物等としての排出量を推計することが考えられる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \end{array} \right)_{\text{の見込み}} = \left(\begin{array}{c} \text{組成分析及びモニター} \\ \text{調査による一人当たり} \end{array} \right)_{\text{排出量原単位}} \times \text{人口} \times \text{人口変動}$$

6 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本項では、容器包装廃棄物の分別の区分に従い、分別の実施者について記載する。
これらの事項は、表 6-1 に示すように取りまとめる。

また、製品プラスチックの収集も計画される場合は分別収集計画でも実態がわかるよう併せて記載する。

表 6-1 分別収集の実施主体（例）

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	住民団体による集団回収、生協・スーパー店頭、公共施設拠点回収	民間業者
	段 ボ ー ル	段ボール	市による定期収集	市
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市によるスーパー店頭、公共施設拠点回収	市
	（白色発泡スロール製食品トレイ）	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（※）	市による定期収集	民間業者
	製品プラスチック	製品プラスチック（※）	市による定期収集	民間業者

※ 製品プラスチックをプラスチック製容器包装と一括して分別収集する場合は、収集に係る分別区分は例えば「プラスチック資源」となり、それぞれ個別に分別収集する場合は、例えば「製品プラスチック」「プラスチック製容器包装」となる

7 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

「分別収集の用に供する施設」とは、市町村が容器包装廃棄物を分別収集するために準備、整備、管理する施設であり、排出→収集・運搬→選別・保管等のそれぞれの処理の段階で表7-1に示すようなものがある。

市町村分別収集計画では、分別の区分ごとに整備する施設等を検討した上で表7-2の例に示すようにまとめる。また、提出する市町村分別収集計画への掲載の必要はないが、計画期間中の施設数、処理能力及び現有施設の状況等についても、表7-3に示すように整理し、整備スケジュールを明らかにする必要がある。

表7-1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両準備
	中継輸送車両	
選別・保管	リサイクルプラザ	
	リサイクルセンター	
	ストックヤード	
	その他選別施設	

表7-2 分別収集の用に供する施設整備計画の例

分別収集する容器 包装廃棄物・製品 プラスチックの種 類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	プラスチック コンテナ	パッカー車 多室型分別収集車	リサイクル プラザ (選別・圧縮 施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	びん類	プラスチック コンテナ	平ボディ車 ダンプ車 多室型分別収集車	
茶色のガラス製 容器				
その他の ガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	網かご	ダンプ車	ストック ヤード
段 ボ ー ル	段ボール	縛る	パッカー車	

その他の紙製 容器包装	紙製容器包装	袋	ダンプ車	リサイクル プラザ (選別・圧縮 施設)
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	
その他のプラス チック製容器包 装	白色トレイ	網かご	パッカー車	
	プラスチック製 容器包装	袋	パッカー車	

表 7-3 分別収集に必要な施設計画の具体例（その 1）

施設の種別	対象とする 容器包装廃 棄物の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能 力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 （現有施設状況）
【排出段階】				
1.排出容器				
1.1 折り畳み式コ ンテナボック ス	a.缶類（スチ ール缶、アル ミ缶分 別） b.びん類（無 色、茶、そ の他分別）	（仕様） 材質：樹脂製 容量：40 リットル 数量：収集ステーション 1 ヶ所 当たり 6～12 箱 （整備計画） ・ R〇〇年度から 2 年間で全域 とする ・ R〇〇：40%， H〇〇：100%	市	・ 不燃物として混 合収集 ・ H15 年度から 2 年間で分別区分 を変更
1.2 透明合成樹脂 袋	c.ペット ボトル d. プラスチ ック製容器 包装	（仕様） 材質：樹脂製 容量：60 リットル, 90 リットル （整備計画） ・ ペットボトル用の収集袋は現在 使用の可燃ごみ用収集袋を利用 ・ R〇〇年度から全域収集 ・ R〇〇：100% （整備計画） ・ プラスチック製容器包装用の収 集袋は現在使用の可燃ごみ用収 集袋を利用 ・ R〇〇年度から収集 ・ R〇〇：40%， H〇〇：80% R〇〇：100%	市 市	・ ペットボトルと して収集 ・ プラスチック製 容器包装として 収集
2. 集積場所	a. ～ d.	従来集積場所の利用	専任 指導 員	容器包装廃棄物の 排出方法が定着す るまで指導

表 7-3 分別収集に必要な施設計画の具体例（その 2）

施設の種別	対象とする 容器包装廃 棄物の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能 力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【運搬段階】				
1.専用車両				
1.1 缶類収集用リ サイクルパッ カー車	a.缶類（スチ ール缶、ア ルミ缶分 別）	(仕様) 型式：最大積算量 2,600 kg ボディ容量 6 m ³ 2室分割、かき込み式 後方ダンプ排出（別々） 数量：4 台 (整備計画) ・ R〇〇 : 2 台, R〇〇 : 4 台 (累 計)	市	・ 不燃物としてダ ンプ車により一 括収集 ・ H15 年度から専 用車両で収集開 始 ・ H15 年度から専 用車両で全域収 集
1.2 びん収集用リ サイクルパッ カー車	b.びん類（無 色、茶色、そ の 他 の 分 別）	(仕様) 型式：最大積算量 2,750 kg ボディ容量 8 m ³ 3室分割、かき込み式 後方ダンプ排出（別々） 数量：4 台 (整備計画) ・ R〇〇 : 2 台, R〇〇 : 4 台 (累 計)	市	・ 同上
1.3 ペットボトル 収集用リサイ クルパッカー 車	c. ペットボ トル	(仕様) 型式：最大積算量 2,600 kg ボディ容量 8 m ³ 数量：1 台 (整備計画) R〇〇: 1 台	市	・ ペットボトルと してパッカー車 で収集 ・ H15 年度から専 用車両で全域収 集

1.2 ストック ヤード	d. プラスチ ック製容器 包装	(仕様) 主要機器：圧縮減容機 能力：1t / h	市	・ 同上
		(仕様) 形状：上屋付きストックヤード ストックスペース： 20m×40m＝800m ² (整備年度) R〇〇年度から供用開始	市	・ 同上

8 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）の施行により、その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項の記載は任意となったが、市町村分別収集計画は、市町村における一般廃棄物の排出抑制、減量化計画の一環として、容器包装廃棄物に関し策定するものであるため、市町村が実施する他の施策との整合をとることが必要である。また、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、市町村分別収集計画を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員、容器包装廃棄物排出抑制推進員等の制度を活用して、分別収集計画の具体策に関する意見等を各機関から求めることも考えられる。

さらに、分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3 年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図ることが必要である。

Ⅲ 資料

資料 1 容器包装に関する基本的な考え方

資料 2 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（湿重量・容積）

資料 3 再商品化義務のない容器包装（スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボール）を扱う各団体の主な対応

資料 4 容器包装リサイクル関係団体一覧

資料１ 容器包装に関する基本的な考え方

平成１８年１２月

１．趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第７６号）は、平成１８年６月１５日に公布され、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成１８年政令第３６４号）によって、平成１８年１２月１日からその一部が施行された。これに伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第１１２号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する「容器包装」の定義が改正されたことから、容器包装に関する基本的な考え方を示すものである。

２．「容器包装」について

法第２条第１項 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

本法の「容器包装」に該当するか否かは、以下の観点から判断される。

- （１）「容器」又は「包装」に該当するか
- （２）「商品の容器及び包装」に該当するか
- （３）「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

（１）「容器」又は「包装」に該当するか

「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断される。また、他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるもの（栓、ふた、中仕切り等）も「容器」又は「包装」に該当する。「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているか否かは、他の部分との物理的な一体性や商品を保護又は固定する機能の有無等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①物を入れても包んでもいないもの

- ・焼き鳥の串、アイスクャンデーの棒
- ・ラップフィルムの芯、トイレットペーパーの芯
- ・ラベル（飲料等に付されているシュリンクラベル（商品名等を表示している胴巻き）は該当）、ステッカー、シール（キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む。）、テープ類（包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当。）
- ・ひも、バンド（ふたの役割をしているものは該当。）
- ・野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル
- ・釘、ピン、ホチキスの針
- ・飲料用ストロー
- ・弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- ・能書、説明書（容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当。）
- ・のし紙（包装紙と兼用のものは該当。）
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤
- ・フック（容器の一部として用いられるものは該当。）

②他の部分と物理的に分離されており、他の部分と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているとは解されないもの

- ・にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチックフィルム）

③商品が抜かれるとバラバラになってしまい、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- ・比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数段ボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

<該当するものの具体例>

①容器の栓、ふた、キャップ、中ぶた、シール状のふた等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護する機能を有すると考えられることから該当。）

- ・PETボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- ・金属缶のタブ（飲み口部分のもの）、缶詰のタブ（口全体のもの）
- ・カレー粉の缶のふた、贈答用海苔の缶のふた
- ・デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ぶた
- ・名刺ケースのふた
- ・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリンのおふた
- ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
- ・住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分
- ・食パン等の袋の口を留めるための留め具
- ・液状化粧品ボトルの中ぶた
- ・テニスボールケースの中ぶた
- ・チューブ入り調味料の口のシール
- ・紙パックストロー挿入口のシール

②中仕切り、台紙等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護又は固定する機能を有していることから該当。）

- ・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙
- ・部品用の型枠
- ・クレヨンケースの中敷
- ・消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
- ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙
- ・容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための紙製又はプラスチック製の詰め物
- ・パック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
- ・缶ビール6缶を束ねるケーシング（プラスチック製器具）
- ・食品トレイとともに用いられる吸水シート
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム
- ・バター等の表面を覆った紙製フィルム
- ・ブリスターパックの台紙
- ・蒸し饅頭の敷き紙

③発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等（他の部分との一体性や商品を保護又は固定するための機能の有無等に応じて判断。）

- ・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成していると解されるもの
- ・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1／2を越えているもの（「物を包むもの」であると解される。）
- ・果物等に用いられるネット状のもの（「物を入れ、又は包むもの」であると解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする。）

（２）「商品の容器及び包装」に該当するか

「商品の容器及び包装」、すなわち「商品」を入れ、又は包むための「容器」又は「包装」に該当するか否かは、

- ① 入れられるもの又は包まれるもの（以下「中身」という。）が「商品」であるか否か
- ② その「容器」又は「包装」が、それと同時に提供される「商品」を入れ、又は包むためのもの（中身の商品と一体性を有するもの）であるか否か

といった観点から判断される。

また、飲料パックのストローの袋など中身が「商品」の一部と解されるものである場合も、「商品の容器及び包装」に該当する。

さらに、中身の商品との一体性を有するものとは、一般的に、その中身の商品を入れるためだけに提供される「容器」又は「包装」であり、例えば、ある中身の商品を入れるために提供されるマイバッグは、そのマイバッグの提供を受けた者により他の中身の商品を入れるために繰り返し使用されるものであるため、その中身の商品との一体性を有するものには該当しない。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、

それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち中身の商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器及び包装」に含まれることが明示された。

＜該当しないものの具体例＞

①中身が商品（の一部）でないもの

- ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- ・景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
- ・家庭において物を入れ、又は包むために使用される「容器」又は「包装」
- ・有価証券（商品券・ビール券等）を入れた袋又は箱
- ・切符、郵便切手、入場券、テレホンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋
- ・金融機関等で配布される現金を入れる袋
- ・クリーニングの袋
- ・宅配便の「容器」又は「包装」（通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当）
- ・クレジット会社の会報等を入れた封筒
- ・ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋
- ・フィルムのネガを入れた袋
- ・病院内で提供される薬袋

②中身の商品と一体性を有しないもの

- ・かばん、マイバッグ（買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけではなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの）

＜該当するものの具体例＞

①中身が商品（の一部）であるもの

- ・飲料パックのストローの袋
- ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋
- ・能書、説明書、保証書の袋

②中身の商品と一体性を有するもの

- ・中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋や紙袋等（その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋や紙袋等も該当）

（３）「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか否かは、一般的に、

- ① 中身の商品が費消され、又は中身の商品と分離される場合が想定され、
- ② その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、

という観点から判断される。

また、不要になるか否かは、持ち運びや保管時の安全、品質保持等に支障を来すか否か等の観点から判断される。

＜該当しないものの具体例＞

①通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ・ボールペンの軸
- ・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- ・硬プラスチック製の植木鉢〔皿を含む〕
- ・紅茶等のティーバッグ
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・付箋紙の台紙
- ・カレンダーの台紙
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース
- ・積木箱

③通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース
- ・書籍の外カバー
- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

＜該当するものの具体例＞

①通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリームの入れ物
- ・飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- ・目薬の携帯ケース
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器

- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
 - ・エアゾール缶
 - ・防虫剤、脱臭剤の容器
 - ・病院外の薬局で処方される薬袋
- ②通常、商品と分離された場合に不要になるもの
- ・玩具の空箱
 - ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
 - ・靴の空箱
 - ・家電製品等の空箱
 - ・背広カバー

3. 特定容器について

法第2条第2項 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

本法の「特定容器」は「容器包装」のうち主務省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第1条及び別表第1）により定められた形状等に該当するものである。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」であっても、それと同時に販売される商品を入れるためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器」に含まれることが明示された。

「特定容器」が属する容器包装区分に係る「特定分別基準適合物」については、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方に再商品化義務が課せられる。

＜該当するものの具体例＞

- ・乾電池等のマルチシュリンク
- ・たばこ等のオーバーラップ
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等において商品の販売時に（その商品を入れるために）提供されるレジ袋や紙袋（それ自体が有償である場合を含む。）
- ・エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・カップめん等のシュリンクパック
- ・飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- ・飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、「容器」の一部として使用されるもの
- ・ピザの宅配に使用される紙製容器
- ・「容器」に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙等
- ・「容器」の中に入れられている靴下に付けられている厚紙及びフック
- ・菓子箱の中で使われている合紙
- ・鮮魚や精肉のトレイに用いられる吸水シート
- ・「容器」の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・「容器」の中に入れられ商品を保護しているエアークッション

4. 特定包装について

法第2条第3項 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

本法の「特定包装」は「容器包装」のうち「特定容器」以外のものである。

＜該当するものの具体例＞

- ・デパート等の小売段階で商品を包む包装紙（商品の販売時に（その商品を入れるために）提供される有償の包装紙も該当）
- ・生鮮食料品にトレイと同時に用いられるラップフィルム
- ・ハンバーガー、キャラメル、石鹸等の個包装紙
- ・飴等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当を包むストレッチフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ（両端開放）状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・板ガム、チョコレートの胴巻き
- ・缶ビール6缶を束ねるスリーブ（両端開放）状の紙
- ・缶詰の紙ラベル（本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるもの。）
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション（容器の中に入れられ商品の保護を目的としているものを除く。）

- | |
|---------------------------------------|
| ・ ペットボトルの分離可能なシュリンクラベル（商品名を表示している胴巻き） |
|---------------------------------------|

<用語の説明>

・ シュリンクパック

熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装

・ マルチシュリンク（パック）：

複数商品のシュリンクパック

・ 集積包装

複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの

・ ストレッチフィルム

手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム

・ 合紙

2段3段重ねの商品の間に敷いた紙

・ 分離可能なシュリンクラベル

シュリンクラベルにミシン目を入れる等、消費者が器具等を使用せずに容易に取り外せるもの

5. 「分別基準適合物」について

法第2条第6項 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

本法の「分別基準適合物」は、次の要件を満たすものである。

- （1）市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物（容器包装が一般廃棄物となったもの）について分別収集をして得られた物のうち、
- （2）環境省令に規定する分別基準（容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条）に適合するものであって、
- （3）主務省令に規定する保管施設の設置の基準（施行規則第2条）に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する保管施設において保管されているものであって、
- （4）「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物（施行規則第3条）」以外のもの

※施行規則第3条においては、「主として鋼製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物」が定められている。

6. 「特定分別基準適合物」について

法第2条第7項 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

本法の「特定分別基準適合物」とは、主務省令（施行規則第4条）で定める容器包装区分ごとに定められた分別基準適合物をいう。

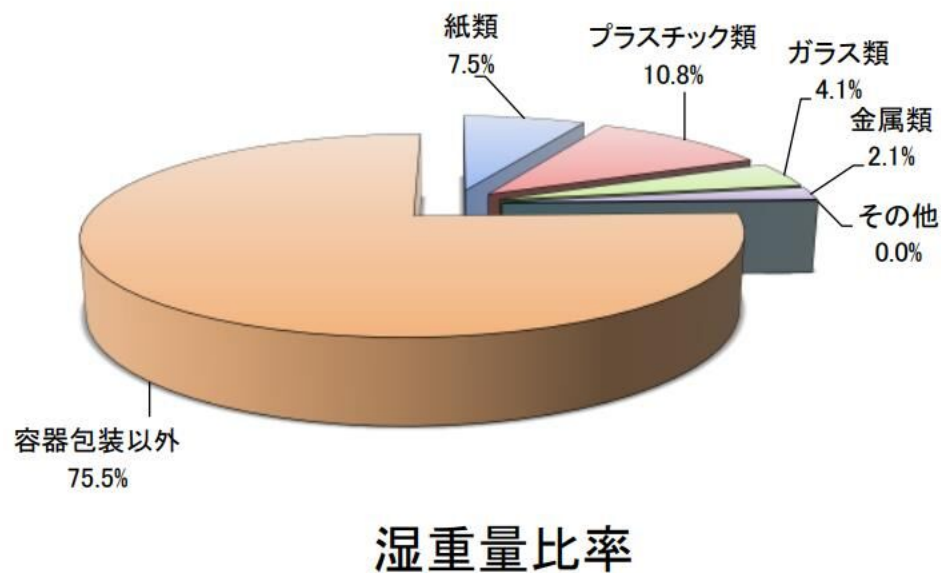
容器包装区分の分類については、主として何製であるかによることとされており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する。

＜具体例＞

- ・全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が60g、紙部分が40gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gのプラスチック製容器包装とする。
- ・全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が30g、紙部分が40g、その他の素材部分が30gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gの紙製容器包装とする。

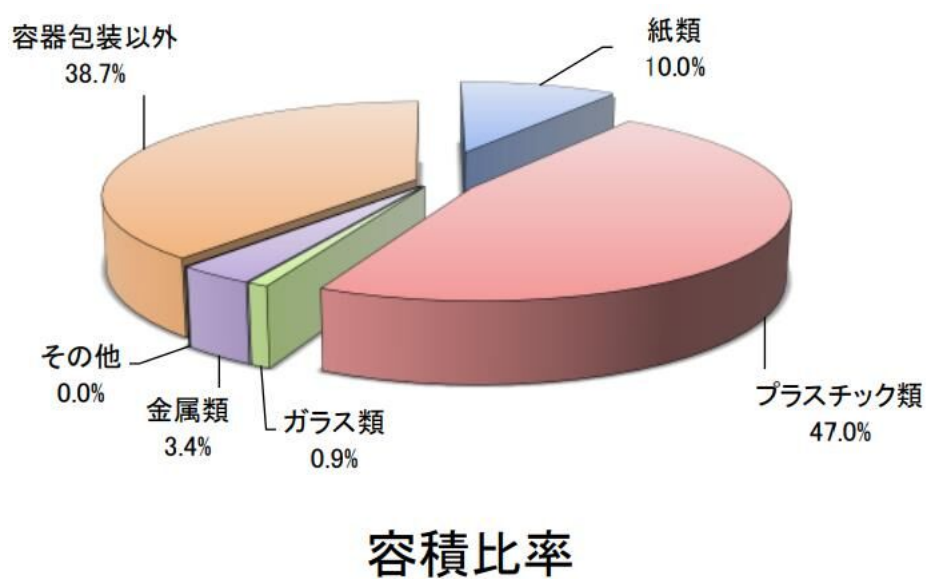
資料 2－1 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（湿重量％）

【令和 6 年度】



資料 2－2 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（容積％）

【令和 6 年度】



○参考 HP リンク

【容器包装廃棄物の使用・排出実態調査】

環境省が毎年実施している家庭ごみの組成調査です。

上記円グラフ「廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合」の過去のデータなども記載されています。

URL: https://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_2_research/index.html

【容器包装リサイクル法に基づく分別収集等の実績について】

環境省が毎年取りまとめている容器包装廃棄物の分別収集量、分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量及び分別収集実施市町村数のデータです。

URL: https://www.env.go.jp/recycle/yoki/dd_3_docdata/docdata_02.html

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の普及啓発ページ】

令和4年4月1日付で施行されたプラスチック資源循環法第6条では「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めており、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に指定法人へ引き渡すプラスチック資源循環法32条ルートや33条大臣認定ルートに関することも紹介している HP となる。

URL: <https://plastic-circulation.env.go.jp/>

資料 3-1 スチール缶リサイクル協会の主な対応

スチール缶リサイクル協会（以下：当協会）では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下：容リ法）の施行以前より、1973年当協会設立以来、使用後のスチール缶の散乱を防止し、リサイクルを推進するための調査・研究、指導及び啓発活動を行うことで、環境の美化を図り社会に貢献してきております。容リ法施行後は、鋼製の容器包装の円滑な取り引き及びリサイクルを確保していくために、業界として、

1. 「分別収集されたもののうち、省令で定める基準に適合するものが一般的に有償で取り引きされる状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。
2. 本システムが更に有効的に機能するために、当協会として市町村による分別収集の拡大に向けたコンサルティング及び支援事業をボランティアに継続する。
3. 分別基準及び施設設置基準を満たすものであって、有償又は無償で取り引きされない状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。

第1段階：逆有償の状況の可能性を有する状況に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言

第2段階：市町村に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受け入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供

第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合であって、市町村側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーより処理を委託された者による無償による引き取りを用意

以上のような対応を行ってきております。

また自治体並びに事業者等との連携協力のもと、種々の調査・研究、指導及び啓発活動を実施してきた結果、2023年度の全市町村におけるスチール缶の分別収集実施率は97%と、ほとんどの自治体で継続して実施されるようになりました。

一方環境配慮設計としてスチール缶は、スクラップ時の質の高級化のため、製造段階時点での材質の研究開発（ブリキからTFSへ：錫の不使用）を行ってきたことより、リサイクル性の質の向上を図ってきております。

事業者として社会貢献のために、継続した使用後のスチール缶の散乱防止並びにリサイクル推進に係る2023年度の連携協力事業活動は、以下の通りです。

1. 調査研究及び情報提供事業として、
 - ① スチール缶等の分別収集・処理・再資源化状況調査
 - ② 鉄スクラップの市況調査
2. 普及啓発広報として、
 - ① 新キャッチコピーとロゴマークの作成と活用

- ② ゲームを通じたスチール缶のリサイクルを体験
 - ③ SNSや動画サイトなどを活用した情報発信
 - ④ 小冊子によるスチール缶リサイクルの情報提供
 - ⑤ ポスターによるリサイクル推進の普及啓発
 - ⑥ 製鉄所見学会による普及啓発・企業訪問学習受入
 - ⑦ 環境イベント等への出展による普及啓発
 - ⑧ ノベルティの提供による普及啓発
3. リサイクル推進のための支援事業として、
- ① 集団回収の推進支援
 - ② 環境教育の推進支援
4. 散乱防止・美化の推進として、
- ① 散乱防止・美化キャンペーンの実施

資料3-2 アルミ缶リサイクル協会の主な対応

平成18年6月15日に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直し（改正容器包装リサイクル法）が公布されました。全市町村におけるアルミ製容器包装の分別収集実施率は97%（令和5年度）と引き続き高い実施状況が維持されています。

同法律（第2条第6項）では、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要が無いものとして、主務省令（同法律の施行規則 第3条）で定めるものの1つにアルミニウム製の容器包装が指定されています。

当協会としては上記省令を受け、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミニウム製の容器包装について、その円滑な取引及びリサイクルの実施を確保するため、全国各地に回収活動に協力いただける拠点の登録を呼びかけ、一般消費者や回収ボランティアなどから回収品の引取り先の間合せがあった場合、最寄の回収拠点（全国で約1500ヵ所の登録）を紹介し、リサイクルルートが円滑に機能するよう支援しております。

また、以下の内容を、分別収集・保管を行なう上での留意点として一般消費者、回収ボランティア等をお願いしております。

- ① 使用済みアルミ缶の再生需要先の確保（缶から缶へのリサイクル：CAN to CAN）とスクラップ価値を高めるため、缶プレスの中にエアゾール容器、はく容器、チューブ等を混入させないでください。
 - 中味が残留しているエアゾール容器が混入していると回収する際、回収者が爆発等により怪我をする危険があり、また、アルミニウム二次合金メーカーでは、炉に直接投入した場合、爆発事故に繋がる危険もあります。又エアゾール容器の頭部に使われているスチール、スプリングが、再生地金の品質を下げます。分別収集段階で、エアゾール容器とアルミ缶を分別して収集して下さい。
 - はく容器・チューブ等はアルミ缶に比べ薄いため、再溶解の過程でアルミの回収ができません。分別収集段階では、はく製品・チューブはアルミ缶と分別して収集して下さい。
- ② タブは取り外さないで缶に付けたままリサイクルに出して下さい。
 - 当協会に、「アルミ缶のタブを集めると車椅子がもらえると聞いていますが、どこに連絡すればよいですか？」というお問い合わせが多くあります。1990年代からタブの散乱公害の対策として、飲み口を開けた後もタブが缶から取れないタイプのタブが普及しました。無理にタブを引きちぎると怪我をする危険性があり、再生工場では軽いのでごみとして扱われてしまいます。当協会では‘アルミ缶はタブもいっしょにリサイクル’をお願いする一方、タブを引きちぎる際に怪我をする危険性もあることから、タブだけの収集はお奨めしておりません。
- ③ アルミボトル缶は本体とキャップを軽く水洗いし、中の水分をよく切ったうえ、キャップを軽く締めて本体と一緒にリサイクルに出して下さい。
 - ボトル缶のキャップもアルミ製なのでリサイクルできます。キャップも貴重なアルミ資源です。
 - 残留液がある場合、二次合金メーカー炉内で水蒸気爆発が起き、大事故になる危険があります。

④ アルミ缶は、かるく潰してリサイクルに出してください。

■ 缶のまん中を踏んで両端をつぶします。つぶすときに怪我をしないように気を付けて下さい。

■ 自治体によってはつぶさずに回収しているケースがありますので、お住まいの自治体の要領に従ってください。

⑤ アルミ缶はシュレッドしないで回収してください。

自治体によっては、アルミ缶を含む不燃物を一括収集し、それを減容するためにシュレッド（破碎）し、その後、各々の資源ごとに選別機を使い分別する方法をとっているところがあります。シュレッド（破碎）せずに、アルミ缶のみを選別するようお願いいたします。

■ 不燃物を一括収集し、減容するためシュレッド（破碎）したうえで非鉄選別機を使用して分別しているケースがありますが、非鉄選別機は、アルミ缶だけでなくアルミ以外の銅、真ちゅう、ステンレス等が混入する恐れがあります。CAN to CANにとって、たとえ僅かでもこれらの異種金属類を含んだ缶スクラップは引取り価値の低下をまねき、スクラップ市況によっては引取り手のない場合があります。

⑥ アルミ缶、アルミボトル缶にはタバコの吸い殻を入れないでください。

■ タバコのフィルター繊維が、合金メーカーの集じん装置や排気フィルターなどに溜まり、火災の原因となる恐れがあります。アルミ缶等の中にはタバコの吸い殻は絶対入れないようお願いします。

当協会では、アルミ缶のリサイクルをよりご理解頂くための各種イベント用資材を準備しており、市区町村でのイベント、展示などの際にご活用頂いております。

資料3-3 飲料用紙容器リサイクル協議会の主な対応について

1. 趣旨

飲料用紙容器については、これまで 市町村やボランティアなどによる回収・リサイクルが進められ、今日ではその活動は全国的な規模に達し、リサイクル推進の大きな力となっています。このような中で、平成7年 6月16日に、容積比で約60%、重量比で約25%を占める容器包装廃棄物について、

- ① 消費者が分別排出し、
- ② 市町村がそれを分別収集し、

③ 事業者が再商品化する。 というリサイクルシステムを構築するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が公布されました。

飲料用紙容器については、平成7年12月15日に施行された省令により、現状では有償で古紙問屋や再生紙事業者に取り上げられていることから、「有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化する必要のない物」として定められました。

今後も 飲料用紙容器については、市町村が分別収集計画に基づき収集・保管される量の増大が期待されております。

現在、分別収集された飲料用紙容器が、逆有償となるような事態が発生するとは想定しておりませんが、仮にこのような事態が発生した場合には、平成9年4月より当該飲料用紙容器について再商品化するための相談、斡旋及び引取りの用意を行うため、飲料用紙容器利用事業者と飲料用紙容器製造等事業者により飲料用紙容器リサイクル協議会を設立致しました。

なお、ここで対象とする飲料用紙容器は、容器包装リサイクル法で平成9年4月から市町村が分別収集の対象とする「原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く飲料用紙製容器」です。

2. 飲料用紙容器リサイクル協議会について

(1) 基本的役割

飲料用紙容器の再商品化を目的とする協議会であり、循環型社会の構築に資することを基本的役割とする。

(2) 具体的対応

容器包装リサイクル法の市町村分別収集計画に基づき収集された飲料用紙容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)で、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たした施設に保管されているものについては、有償又は無償で譲渡できない事態が発生した場合、その当該飲料容器を再商品化するための相談、斡旋及び引取りの用意を行う。

3. 紙パックの資源価値を高めるために分別収集を行う上での留意点(お願い)

飲料用紙パックは、主に北米や北欧の針葉樹のバージンパルプを原料としていることから、古紙統計分類上も 模造・色上に位置付けられ、価値の高い古紙として取引されています。しかし、

紙パックは出荷量が令和2年度で 175千トと少なく、分別収集した場合の減量効果も比較的小さいことから、新たな回収システムを構築するよりもできるだけ現状の分別収集システム（店頭回収や集団回収等）を活かした回収システムを構築する方が効果的です。

（１）紙パックの分別排出のルール

新聞紙、雑誌、段ボールなど他の古紙類と一緒に排出されると資源価値が低下し、中にはリサイクルされない場合もあります。紙パックは単独で分別排出がルール。

（２）分別排出の手順

まずは、紙パックマークを確認、次に「洗って、開いて、乾かして」、まとめて、資源回収に出します。

（３）紙パックマークが付いている紙パックはすべてリサイクルへ

1000mlだけでなく、200mlや500mlなどの小型容器も、牛乳パックだけでなく果汁やお茶、コーヒー飲料等の紙パック、お酒の紙パックもリサイクルできます。

（４）店頭回収など多様な回収の普及、啓発を

高齢者世帯や単身世帯等の増加は、紙パックの使用量も少なく、分別収集量を低下させる要因となっています。少量でも分別排出できる店頭回収等への啓発が重要です。

4. 全国牛乳容器環境協議会の活動

飲料用紙容器のリサイクルについて、関係する主体との連携・協働など具体的な取り組みは、主に全国牛乳容器環境協議会（容環協）が行っています。

容環協は、紙パックの特長、回収やリサイクルの意義、正しいリサイクルの方法を分かりやすく伝えるリーフレット「地球にやさしく 紙パックのリサイクル」や、紙パック回収の事例集「紙パックリサイクル全国20事例集」(第4集)、牛乳パックと環境について、小学生向けDVD「牛乳パックン探検隊」等を提供しています。

また、紙パックの回収拠点づくりのため「回収ボックス」の提供を行っています。

詳しくは、容環協HP(<http://www.yokankyo.jp>)をご覧ください。

5. 飲料用紙容器リサイクル協議会の構成

飲料用紙容器リサイクル協議会は、飲料用紙容器に関係する次の団体で構成しています。

- ・ 全国牛乳容器環境協議会（飲用牛乳メーカー、飲料用紙容器メーカー）
- ・ 一般社団法人 全国清涼飲料連合会（清涼飲料メーカー）
- ・ 一般社団法人 日本果汁協会（果汁飲料メーカー）
- ・ 一般社団法人 全国発酵乳乳酸菌飲料協会（発酵乳乳酸菌飲料メーカー）
- ・ 印刷工業会 液体カートン部会（飲料用紙容器メーカー）
- ・ 酒類紙製容器包装リサイクル連絡会（酒造メーカー）

資料 3-4 段ボールリサイクル協議会の主な対応について

設 立：平成 12 年 3 月 7 日

事業内容

- ①段ボールの製造、利用、回収、流通及び原料の再商品化に係る者が、綿密な情報交換を行うことにより、段ボールの効率的な利用とリサイクルの推進を図る。
- ②市町村が容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とした使用済段ボールが、万一、有償又は無償で譲渡できない事態が発生した場合に、それらの段ボールを再商品化するための相談、斡旋などの利用促進を図る。

リサイクルについて

段ボールは完備されたリサイクル機構のもとでリサイクルされており、使い終わった段ボールはそのほとんどが段ボール原紙の主原料として使用され、再び段ボールに生まれ変わっています。

- ① 使用済み段ボールは必ず回収ルートに乗せてください。

行政の回収、町内会等の集団回収等、それぞれの地域活動を通じて段ボールの回収に御協力ください。

- ② 段ボールに異物や臭いのついた箱を混ぜないでください。

宅配便送り状やステーブル（止め金）等は、予め取り除いてから回収にお出してください。

臭いのついた箱やロウが染み込んだ箱は、紙の原料にはなりませんので混ぜないでください。

- ③ 段ボールは平たく折りたたんで出して下さい。

普及・啓発ツール

- パンフレット 「段ボールはリサイクル」（一般用）、「段ボールリサイクル物語」（児童用）
- ポスター 「段ボールのリサイクルに終わりはありません」
- DVD 「段ボールとリサイクル」

※段ボールリサイクル協議会ではパンフレット、ポスターはイベント等は無償提供が可能です。
また、DVDは貸し出しが可能です。

資料4 容器包装リサイクル関係団体一覧

○容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2 階

電話 03 (5532) 8597 FAX 03 (5532) 9698

URL : <http://www.jcpa.or.jp/>

○有償指定されている分別基準適合物（スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボール）について、引き取り等の体制を用意している団体

（スチール製容器）

スチール缶リサイクル協会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番 1 号興和一橋ビル 1 階

電話 03 (5577)2241 FAX03(5577) 2242

URL : <http://www.steelcan.jp/>

HP より、質問・要望・意見等に問い合わせできるようになっております。

（アルミ製容器）

アルミ缶リサイクル協会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 1-2-12 日個連会館 6 階

電話 03 (6228) 7764 FAX 03 (6228) 7769

URL : <http://www.alumi-can.or.jp/>

（飲料用紙製容器）

飲料用紙容器リサイクル協議会（全国牛乳容器環境協議会）

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館

電話03 (3264) 3903 FAX 03 (3261)9176

URL : <http://www.yokankyo.jp/>

（段ボール）

段ボールリサイクル協議会（全国段ボール工業組合連合会内）

〒104-8139 東京都中央区銀座 3-9-11 紙パルプ会館

電話 03 (3248) 4853 FAX 03 (5550) 2101

URL : <http://www.danrikyo.jp>

○リサイクルに関する総合的な調査研究、情報提供等を行っている団体

公益社団法人全国都市清掃会議

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-3-11 IPB お茶の水 7 階

電話 03 (5804) 6281 FAX 03 (3812) 4731

U R L : <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

一般財団法人日本環境衛生センター

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

電話 044(288)4896 FAX044(299)2294

U R L : <http://www.jesc.or.jp/>

○各種リサイクルの推進を目的として設立されている団体、容器包装廃棄物のリサイクル
に関する業界団体等

(ガラスびん)

ガラスびん 3R 促進協議会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-21-16 日本ガラス工業センター 1 階

電話 03 (6279) 2577 FAX 03 (3360) 0377

U R L : <http://www.glass-recycle-as.gr.jp/>

(ペットボトル)

P E T ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 2 階

電話 03 (3662)7591 FAX 03 (5623)2885

U R L : <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

(その他のプラスチック製容器包装)

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 22 番 5 号 新橋 TS ビル 5F

電話 03 (3501) 5893 FAX 03 (5521) 9018

U R L : <http://www.pprc.gr.jp/>

(その他の紙製容器包装)

紙製容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-2 1 新虎ノ門実業会館 8 階

電話 03 (3501) 6191 FAX 03 (3501) 0203

U R L : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

(プラスチック一般)

一般社団法人プラスチック循環利用協会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-7-6 茅場町スクエアビル 9 階

電話 03 (6810) 9146 FAX 03 (5643) 8447

U R L : <http://www.pwmi.or.jp/>